

(仮称) 杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例(骨子案)に対する意見

番号	枝番	意見(全文)	「区の考え方」(別紙2)の該当番号
1		区として明確に取り組むことに意義があると感じ、賛成します。性の多様性の基礎知識(骨子案資料)もシンプルかつわかりやすく、誰でも読みやすい、誰にでも勧めやすい内容だと感じました。	1
2		賛成です。区長、杉並区を支持します。ただ、「認める」「理解する」という言葉は、マジョリティがマイノリティに対して、または上から目線で使う言葉です。今まで知らなかったことを「知る」ことから始まるべきと考えます。すでに存在している人々なので、その「事実を知」ればいいだけです。	1
3		区長がこうした条例について声を上げてくださったことに一区民として非常に嬉しく思います。現在の婚姻制度は限定的であり、本来であればLGBTでも享受出来るべき制度であると感じています。理解がない時代の価値観で制定され、今もなお本来であれば分けるべきでないカップルが制限されています。国の制度がなかなか変わらない今、杉並区は差別しない区であることを望みます。	1
4		杉並区が、多様性の先頭をいきましょう。多様性の豊かな区は、誰もが生きやすい安心して暮らせる場所ですよ。	1
5		パートナーシップ制度とともに、こちらの制度も大賛成です。性的指向とともに性自認も尊重すると骨子案に入っていることに関して、差別やデマに基づく反対意見も出ており、そういった言説を掲載したビラの配布や街頭宣伝も行われていますが(例:「自分の性自認は女性だ」と偽って女湯に入ろうとする男性が出てくる、大人が子どもの性自認を決めつけ第二次性徴を止めるブロッカーを使用させたり手術をさせた結果身体がボロボロになった、など)、そういった言語道断な言説には取り合わないでほしいです。差別言説に取り合わないことで侵害される人権はありませんし、杉並区には、一人ひとりを尊重する区で合ってほしいと心から希望しており、そのためには差別に負けてほしくありません。私は性的マイノリティではありませんが、自分の住む社会が差別を解消する仕組みを少しでも多く持つことを希望しています。	1
6		すべての人々が、どこに住んでも安心して豊かな生活を営む権利を保障しているのが憲法だと思います。今回の条例案、パートナーシップ制度、杉並区が新しい女性区長を迎えて動き出したこと、大歓迎です。私が生まれ育って、ここで生を終わるだろう、大好きな杉並区が積極的にジェンダー問題に取り組む道筋が出来て本当に嬉しいです。これは女性だけの問題ではなく、生き辛さを抱える男性の問題でもあります。全てのこの地球上で生きる人々がみんな安心して生きていくこと大事ですよ。私が公立中学校教員を終えた頃こんな相談を受けました。友人の「娘」さんが修学旅行に行くのだけれどみんなとお風呂に入るのがイヤだから行くのをやめようかなって言うの、と。保健の先生と相談して先生方の入浴時に一人で入れてもらうことを勧めて、楽しい修学旅行だったと報告がありました。私が勤務した最後の学校に翌年スカートをはいた「男子生徒」が入学し、女子生徒と楽しい部活をしていたそうです。普通に受け入れられる土壌をつくるのが何よりですね。どちらの学校も制服はなく、自由服での登校ですから通学の服装で悩むことも違和感を持つこともないわけで、杉並の公立中学校の多くが自由服であることは素晴らしいことだと思っています。生徒が体操着のブルマーを変えてほしいと校長先生に申し入れ、短パンに変えたこともありました。制服をなくすこと、名簿の男女別をやめてアイウエオ順することは出来ますね。是非そんなことを考えながら、中学生がこれらの条例や制度を学ぶ機会がつけたいと思います。	1

番号	枝番	意見（全文）	「区の考え方」(別紙2)の該当番号
7		賛成です。是非よろしく願います。誰もが住みやすい杉並区を作ってください。	1
8		性の多様性が尊重される社会はとても重要だと思います。推進のための条例は大賛成です。	1
9		多様性が尊重される街づくりに大変賛成です。性的マイノリティ、障がい者なども含めた、活気ある誰もが暮らしやすい環境や制度の整備を求めます。	1
10		杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例(骨子案)に賛成です。このような取り組みを推進していただきありがとうございます。	1
11		今回、「(仮称)杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」についての情報を把握致しました。当事者にとって、パートナーシップ制度は、意義があるものだと思います。是非、成立させてください。	1
12		反対します。多様性を認めろと言うなら、それを受け入れられないという多様性を認めるべきです。男性が女性トイレや女風呂に入れる可能性が少しでもあるようなことを、子どもをもつ親としては到底許容できるものではありません。そもそもそういった方々は、このことを望んでいるのでしょうか？私にも女性から男性に戸籍を変更した友人がいますが、彼はそんなことを望んでいません。杉並区に何人この条例を希望している人がいるのか、データを出してください。いったいどの差金で、圧力でこの条例が推し進められているのでしょうかね。お金の動きを見ればすぐわかりますからね。本当に区民のためを思うならもっとやるべきことが他にもあるはずですよ。もっとやるべきことがあると思います。	1
13		もっと議論すべき話題はあるはずですよ。これが区民の幸福につながるのですか。あまりにニッチな話題ではないか。もう少し区民のことを考えてほしい。	1
14		性の多様性の基礎知識（骨子案資料） https://www.city.suginami.tokyo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/078/063/kossi2.pdf レズビアン 女性として女性が好きな人 ゲイ 男性として男性が好きな人 この「女性として」や「男性として」の表現ですが、自認を含める定義は正しくありません。法務省も現在そのような定義を使ってません。 －法務省のホームページが変更、問題パンフへのリンクが無くなった。－ https://note.com/sws_jp/n/n33fdbaf6d12a そもそも人を性的に分類化すべきではないと思います。 人を性的に分類化することが差別であって、偏見であると思います。そんなこと最初からどうだっていいことではないですか。人を性的に分類化することに反対です。	1

番号	枝番	意見（全文）	「区の考え方」(別紙2)の該当番号
15		多様性を尊重するのは誠に結構と思います。これは役所で推進できることでしょうか疑問です。どこの課が担当するのでしょうか、役所内の誰が推進されるのでしょうか。今のところ、区長だけが声高に訴えているように見えます。区長とおなじだけ国際的な感覚で多様性を考え、そして区内に反映できる職員はいるのですか？現在の男女共同担当課をみていると、とても実現できるとは思えません。役所のモットーとして進めるのであれば、それは推進すべきです。区内に浸透させ、杉並区を多様性に理解のある区として普及させるには現在の役所では不可能です。議員団にもどれだけ多様性を理解させられるのでしょうか。新区長になり、新たな動きができるのは歓迎しています。しかし、推進させられる人材がいらないとお見受けします。20年日本にいらっしゃらないうえ、杉並区に縁もないのでしたら、役所の人間もついてきません。区長のやりたいことを推進できる人材を区内でみつけ、実現させてください。新しい区政には期待しているからこそ、実現に不安を覚えます	1
16		私は、東京都国分寺市男女平等推進条例を、市民と市職員とで2年以上かけて話し合っ作り上げたときのメンバーの一人でしたので、国分寺市の条文を参考に考えてみました。以下のような内容をぜひ明記してください。 →これまで我が国では個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法のもと、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准し、国際社会における取組と連動して、男女共同参画社会基本法の制定等の法整備が進められてきました。杉並区においては、平成9年に策定した男女共同参画都市宣言のもと、ジェンダー平等社会の実現に向けて様々な取組を進めてきました。しかし、いまだに多くの課題が残されており、解消に向けて一層の努力が必要です。そこで杉並区では、性の多様性が尊重される地域社会を実現するために、この条例をつくります。	1
17	1	多様なジェンダー、セクシュアリティのあり方の尊重を区が率先して行うことは望ましいと考える。国レベルの施策が進まず、同性婚はおろか選択的夫婦別姓すらも実現していない。異性の事実婚カップルにも利用できることで、既存の法律婚の枠に当てはまらない全ての人が差別にあわずに暮らせる考える。多様な人たちが安心して暮らせる杉並区になり、地域に誇りを持ちたい。	2
	2	友人のゲイカップルは、独自のパートナーシップ条例が整備されていない地域には住まないと言っている。杉並区に住みたい人が増えれば、ゆくゆくはレインボーファミリーへの支援も必要になるのでは。	1
18		岸本聡子区長が、拙速に4月導入を急ぐ「パートナーシップ制度」及びその前提たる「性の多様性条例」撤回を望みます。議論が十分になされているとは思われません。	1 2
19	1	私は、この条例に賛成です。特に、性の多様性について区民及び事業者などの理解を深めるための広報啓発活動に力を入れてほしいと思っています。理由は、異性愛者のアンコンシャスバイアスによって、自分の性的指向、性自認が異なることを言い出せずに、そもそも杉並区の用意する対応が受けられない人だっていると思うからです。	1
	2	また、パートナーシップ条例にも穴があると思います。会社にパートナーシップ制度を提出することで社内でLGBTパートナーも家族と同様の扱いを受けられる会社が増えているけど、これは大手の会社が主です。区が制度を実施しても、その制度が使える場所をどう増やしていくかが課題だと思いました。	2

番号	枝番	意見（全文）	「区の考え方」(別紙2)の該当番号
20	1	<p>意見1～4</p> <p>1 男女共同参画都市宣言と合わせ「多様性を尊重する」条例を 【理由】性の多様性には従来の男性・女性という分類方法も含まれている。性的少数者を分ける必要を感じない。多様性を尊重してゆく中で少数派を特別視してほしくないという想いもあります。</p> <p>またセクシャリティが細かくカテゴライズされてゆくにつ(LGBTQI…)性別二元論の枠に囚われず自分を表する人が増え、LGBT=少数派の認識は変えていく必要を感じています。</p> <p>【具体案】男女参画都市宣言を条例化しその中にパートナーシップ制度を組み込む。名称「ダイバーシティ推進条例」等。 （「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をイメージしています。）</p>	1
	2	<p>2 パートナーシップ制度の利用対象者を幅広く 詳細は「パートナーシップ制度」のパブリックコメントにも載せています。</p>	2
	3	<p>3 条例（骨子案）「3.区・区民と事業者の責務及び性を理由とする差別等の禁止」 禁止事項ではなく「努力義務」へ 【理由】差別に該当すると判断する根拠に乏しい。性の「自認」については定義がはっきりせず、インターネット診断で自らのセクシュアリティを判断する人もいます。また行政業務も戸籍が元になっています。健康保険証の性別欄を自認のセクシャリティに変更できません。そのようなことから「禁止」ではなく「強めの努力義務」とした方が社会に導入しやすいのではないかと考えます。 【具体案】性の多様性を否定するような行為は行わない。 その行為による個人の権利利益を侵害しないよう努めなければならない。</p>	4
	4	<p>4 条例や制度の設置より対話の優先 説明会では様々な意見を聴き、議論の場ではなかったの別途話し合いが必要だと感じました。互いの意見をきく姿勢を持つ、情報を共有し解決策を見い出してゆく、その過程こそが多様性の尊重の実践だと思います。 性の多様性については、言いたくてもいづらい部分があったり当事者が表に出られないといった事情もあり率直な意見交換がしづらいこともあるかと思いますが、丁寧な対話・交流を重視し進めて頂きたいと願います。 【具体案】意見交換会開催など</p>	1
21	1	<p>全般にこの条例案は区民にとって必要なものであり、内容は賛同できるものです。 「1 条例の目的、基本理念」について 「全ての区民が性を理由とした差別等を受けることなく、自らの意思により、あらゆる分野における活動に参画し、能力を発揮する機会が確保されるよう取組を推進することを基本理念とします」とありますが、この理念は重要であり、深く賛同いたします。</p>	1

番号	枝番	意見（全文）	「区の考え方」(別紙2)の該当番号
	2	「3 区・区民と事業者の責務及び性を理由とする差別等の禁止」について「性を理由とした差別等」とありますが、これには性的指向、性自認、性表象などセクシュアリティのあらゆる事柄が含まれ、それらいずれもの差別は禁止されていることが明確になるようお願いいたします。「性を理由とする差別、性的指向又は性自認の表明を強制し、又は禁止すること、本人の意に反して性的指向又は性自認を明らかにすること、その他の権利利益を侵害する行為を禁止します」とありますが、差別の禁止、カミングアウトの強制あるいは禁止、アウティングの禁止と具体的に示されていて、好ましいと考えられます。	4
(21)	3	「4 区の施策の基本的事項」について 「(3) パートナーシップ制度の実施」 「区は、性の多様性が尊重される地域社会づくりに資することを目的として、パートナーシップ制度を実施します」とありますが、この制度は区民にとって必要な制度ですので、導入を実現してくださいようお願いいたします。	2
	4	「(4) 広報啓発活動」 「区は、性の多様性について区民及び事業者等の理解を深めるための広報啓発活動に努めます」とありますので、区職員、区立学校教職員についても啓発研修活動を行っていただけるようお願いいたします。	6
	1	この度はパートナーシップ制度に関しての条例についてご起案頂きありがとうございます。私は現在杉並区で女性パートナーと暮らしている女性です。先日東京都にはパートナーシップ宣言を行ったのですが、杉並区にパートナーシップ制度がないことについて残念に思っていたので、条例制定について前向きに取り組んでいただいていることを大変うれしく感じております。条例があることで、「同姓同士で愛し合っている人がいるんだな」という理解が得られたり、我々のような人を受け入れる空気感が高まると思っています。	1
22	2	都のパートナーシップ宣誓制度が導入されたとはいえ、未だに周りの人に自分が性的マイノリティであることを打ち明けられずに日常的にストレスを感じている部分があります。隠しておかなければという気持ちが自分の中から消えないのです。区から「同じ性の人が好きなのもいるんだよ」と発信していただけることで、そんな自分の気持ちが楽になりそうだと感じております。	2
	3	また、「自分が性的マイノリティかもしれない」と悩んでいる人（特に思春期の方）の支援も積極的に行なっていただければと思います。周りの人と違うことをどうしたらいいのか、誰に相談すればいいのか分からずに、とりあえず周りに合わせながら孤独や不安を隠している子どもたちが存在すると感じています。私もそうでした。LGBTQに関する本や、相談先が載っている名刺カードを学校の図書室や保健室に置くなどでもいいかもしれません。（大きなポスターだと、先生に声をかけずらいと思います。）自分の性自認がわからない状態が続くと、自分の未来を思い描くことができません。それは特に若い方にとって、とても不利益だと感じています。誰もが「幸せに生きる自分」を思い描ける地域に杉並区が成長することを願っています。 区として、性の多様性が尊重される地域社会を作っていただけることに期待しています。	7

番号	枝番	意見（全文）	「区の考え方」(別紙2)の該当番号
23	1	1, まず、当該条例案の目的や理念に対しては、賛成です。ただし、条例制定に止まらず、同様の内容の国全体に適用される法律の制定を、他の自治体とともに働きかけ続けていただきたいと思います。	1
	2	2, 「区・区民と事業者の責務および制を理由とする差別の禁止」について 1) 区に対しては、差別を無くすための具体的で有効な施策を行っていただきたい。 ア、同性愛者やトランスジェンダーなどの性的マイノリティー自身が作成した、マジョリティーに向けた、理解を促進する冊子の発行。 イ、人権に基づく性教育の一環として、年齢に応じた性的マイノリティーについての教育を当事者とともにカリキュラムの内容を構築し、区内の幼稚園・保育園から、区立小学校・中学校や、協力が得られれば区内の高校・大学にも及ぼす。 ウ、区の施設のトイレなどについて、性的マイノリティー当事者とともにチェックして、必要があれば予算を立てて仕様変更などの改修を行う。 2) 1) の施策の一環でもあるが、一般の区内在住・在勤の成人向けに、理解を促進する講座を、性的マイノリティー当事者とともに行う。 3) 事業者に対しても、性的マイノリティー当事者とともに業務チェックし、具体的に改善の要請や必要があれば区は指導する。	6
	3	3, 区の施策の基本的事項 1) 苦情の申し出については、申し出者のプライバシーが害されることなく、秘密が厳守されたうえで、弁護士やカウンセラー、医師などの専門家によって構成される、チームで対応していただきたい。 2) パートナーシップ制度の実施について ア、具体的には、通常の婚姻制度に付随するパートナーの社会保険への加入や相続、税的な優遇はなく、例えば医療行為に対するパートナーの承諾や臨終時の立会い、同居の保障などに、区の発行する書面が効力を発するのでしょうか。 イ、医療行為への承諾や臨終時の立会いを断られた時や、部屋を借りようとしたとき同居を認められなかった時に、区の書面が功を奏さなかったときは、苦情申し出の手続きで救済されるのですか。もし救済されないとしたら区の書面は無意味となります。ぜひ、書面と苦情申し出の手続きで救済してください。	5
	4	ウ、本パートナーシップ制度は、夫婦別姓を実行するための「事実婚」の場合も適用されますか。岸本区長の公約にはその旨が書かれていたと思います。イのような事例は「事実婚」でも実際にあります。	2
	5	3) 広報啓発活動について 2, で書いたことを実行していただきたく、よろしくお願いいたします。	6
24	1	条例の基本理念には賛同し、その上で、骨子案3について、次のとおり意見を提出します。 ・1.について、施策の実施はもっぱら執行機関の責任において行われるべきであるところ、あえて議決機関の条例として制定する理由は何ですか。 ・本来、施策の実施は、毎年度の予算審議を通じ、その際の議会の構成員によって統制されるべきです。ある年度の議会において区に施策を実施させる条例を制定することは、その施策がどのようなものであれ、その時その時の重要課題に対処しようとする後年度議会の臨機応変な予算審議権を制約することになるのではないですか。少なくとも、理事者から提案すべき内容ではないものと思います。	1

番号	枝番	意見（全文）	「区の考え方」(別紙2)の該当番号
(24)	1	・条例化には反対しますが、いずれにせよ、性の多様性に関する施策の実施にあたっては、性の多様性が現在の社会の重要課題であるところ、それゆえに、いわゆる社会運動標ぼうゴロの新たな標的とはならないよう、細心の注意を払われますようお願いいたします。	(1)
	2	・2.及び3.について、性の多様性について理解を深める努力義務を課することには賛成しますが、区が実施する施策への協力の努力義務は行き過ぎであると感じます。個別の施策への賛否を示すことに対して抑制的にあれというメッセージとして受け取りました。あえて、性の多様性そのものではなく、区が実施する施策への協力の努力義務を設けようとする理由をお示してください。 ・また、区が実施する施策への協力努力義務を仮に課するとすれば、その施策の適正な線引きはどのように確保されますか。すなわち、本来は無関係な文脈でも実施され得るような施策について、あえて性の多様性に関連させ、区民及び事業者への協力努力義務を課するようなことも制度上は可能となりますから、時の理事者による恣意的な運用をどのように排除するつもりですか。 ・3.について、性の多様性への配慮とありますが、この配慮としてはどのようなものを想定していますか。実際の条例案においては、想定される配慮を参考列挙する形が望ましいと考えます。 ・また、条例の執行にあたっては、ガイドラインがあればよろしいかと思えます。	6
	3	・4.について、禁止の対象は区民ですか、事業者ですか、区ですか。内容としてはよろしいと思えますが、パブコメにおいて明示されていないことはいささか雑であると感じます。	4
25	1	条例、賛成の立場からご意見を申し上げさせていただきます。 今回、杉並区ではあまり他の自治体では見られない、当事者反対派・慎重派とトランス女性へのヘイター+反対派議員+反対派前議員の存在があり、危惧しております。『性自認』という言葉は、トランスヘイターにとっては恰好の餌食の言葉になりますので、『ジェンダーアイデンティティー』に変更してはいかがでしょうか？	3
	2	この、「（仮称）杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例（骨子案）」は、杉並区だけのことではなく、日本のLGBTQ+界へ大きな影響を与えます。私が、一番心配しているのは、LGBTQ+のまだ声を上げられない若年層・子供たちやそうかもしれないと思っている子供たち、そして、これからもある一定の確率で生まれ続けるLGBTQ+の子供たちの存在です。条例制定を目指している今、大人たちのくだらない争いや政治的なパワーゲームにして欲しくない思いでいっぱいです。だからこそ、この条例を『人権』の立場からとにかく通さないといけません。	1
	3	そこで提案ですが、令和4年3月16日に採択された陳情の通り、今回は「事実婚」を外して条例を通すことに専念してみたいはいかがでしょうか？「事実婚」は、次回の改正で入れる。そうしないと、陳情に対して賛成した会派も反対に回る言い訳ができてしまいます。岸本区長にとっては、「事実婚」を含む条例制定は当たり前のこととお思いでしょうが、まずは、条例を制定することを一番に考えていただけるよう、ご検討宜しくお願い致します。	2

番号	枝番	意見（全文）	「区の考え方」(別紙2)の該当番号
26	1	質問1：区民生活委員会11月22日に提出された条例要綱案での対象となる人については5項目目に「事実婚」、異性カップルを含めています。その後の公表された案ではそのことが言及されていないのはなぜでしょうか。区長の公約として提示された「聡子ビジョン」では事実婚のパートナーシップを掲げたことを評価しています。	2
	2	2：個人としての尊厳を守られると同時に、法的なカップルと同様に家族を形成する権利も保障されるべきです。子どもの安定的身分は特に重要であり、登録などで平等原則を貫くためには身分登録についての取組みが必要です。 3：日本の法制度では「婚姻」と認められない人々に対す諸制度上の差別的な取り扱いを、条例を契機に撤廃するよう努める責務があります。国からの委託事務をされている身分登録、戸籍法上の差別を自治体でいかに払拭できるかが課題と考えます。今回の案では十分に検討されたような形では提起されていません。	2 8
	3	4：上記の事項だけでも、実効性が確保され、区長の公約にそくした杉並独自の条例とするためにはさらに検討、審議するプロセスが必要と考えます。法律・人権の専門家と当事者代表からの調査審議機関を設置すべきと考えます	1
	4	5：12月10日に閉会の国会で父子関係の確定に関し、明治民法以来、の民法の改正がされました。今改正では法律婚主義、「嫡出概念」による出生子の選別差別が強調される面が残されました。家族の形成、パートナーの選択の自己決定権を尊重する制度として、憲法や批准している諸条約の遵守を区政に及ぼすため、説得力と理念ある条例にするために、区政の具体的な施策のなかで差別意識の払拭が徹底されることが必要です。	4
	5	6：多様性の尊重を図る意図をくみ、法制度上でも可能性を高めるために、審議会などを設置し、委員として参議院法務委員会（12月6日）で参考人招聘された二宮周平さん（立命館大名誉教授）、井戸まさえさん（無戸籍児家族の会）を推薦します。条例策定は拙速にならず、区長の先見性を発揮していただきたく願います。	1
27	1	■区内に住む性的マイノリティ(レズビアン)当事者です。 当事者として、自分の住む区で「性の多様性」に特化した条例が制定されることがとても嬉しいです。私たち性的マイノリティは、当然にいないものとされることが日常茶飯事です。こうした条例を制定は、区内で生きていくにあたり、存在して良いんだな。存在を認識してくれているんだな。と励みになります。	1
	2	■項目3で、性を理由とする差別が「禁止」となっているのが、とても良いと思いました。区内でヘイトスピーチをされている方を見かけることがあります。今回の条例制定によって、ヘイトスピーチのない住みやすい杉並になるよう望んでいます。	4
	3	■項目4(2)の「苦情の申し出」という表現ですが、差別等で苦しんでいて、それを訴えることは「苦情」とは少し違うのではないかと思います。「苦情」というとどうしてもクレーマーであったり、ネガティブなイメージがあるので、別の言い方へ変更していただきたいです。	5

番号	枝番	意見（全文）	「区の考え方」(別紙2)の該当番号
28	1	今回の条例案について、賛成します。基本理念に基づいてまずは法的な整備を行い、周知して広く区民が性的少数者について知ることができるようになるとその後の様々なサービス拡充へも道を開くものと考えます。	1
	2	私の懸念事項としては、未成年の子ども、特に成長期の青少年、若者の性自認や性的指向については大変繊細な問題であり慎重に扱う必要があるものだという考え方に基づいて扱っていただきたいという点です。LGBTQなど性的少数者についての知識はまだ日本では広く知られておらず学校での教育も人々の経験も少ないといえます。このようにまだ一般に知られていない事柄について制度を制定する場合には一度に多くの変更を強いることなく少しずつ活用できる法整備を進めてゆくことをお願いしたいと思います。特に注意を払う必要があると考えられるのは子どもの性自認です。一部を除いて子どもの性自認は身体の成長とともに揺らいだり迷ったり変更したり戻ったりすると言われています。若者への性教育を豊かなものにして、その後の性的自認の変化にも自らセンシティブになれるように知識を高めてゆくことが必要だと考えます。区政においてもこのような性教育や知識の普及、周知にもより多くの人材や予算をつけてくださいますようお願い致します。	3 6
29	1	杉並区在住のLGBTQ+（クィア）の当事者です。ジェンダークィア（トランスジェンダー・ノンバイナリー）のものとして自分の存在自体が制度に承認されていない状況で、日々の暮らしの中で自分の存在がよく否定されています。トランスジェンダー/ノンバイナリーの方が特にひどいヘイトのターゲットとなり、人権侵害を受けています。設備の利用から自分の存在までが否定されてしまい、学校、職場、病院、行政サービスで多くの困難を抱え、排除されている場面もすくなくはありません。性的マイノリティ（クィア）のコミュニティがまだ残酷な差別・ハラスメントを受けている地域社会では取り組みが必要です。	1
	2	<p>< 1 > 「杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」</p> <p>① 人権 性的マイノリティの人権をまもるために、その一歩としてこの条例を実現していただきたいです。性的マイノリティの方が安心して地域で暮らせるように一刻も早く性的指向・性自認を理由とする差別を止めたいです。</p> <p>② 性自認（ジェンダーアイデンティティ）は自分がどのような性別に所属しているのかを示すものです。クエスチョニング、無意識でも誰でも性自認があるのです。（こころの性別という説明は適切ではなく、誤解とつながってしまうことが多い）自分は女性である、男性である、その以外であるという深い実感、体験、あり方はジェンダーアイデンティティであることです。</p>	3
	3	<p>③ ヘイトスピーチ 今回の条例案へのパブリックコメントの募集を機にヘイトデマを広めている人たちがいて、区役所の前に元区議開銀がヘイトスピーチを演説してしまい、駅の前で「子どもと女性をまもるため」という名でトランス差別のチラシを配ってしまったグループもいました。性自認を尊重することは子ども・女性の被害につながらないことだと区から明確に発信していただきたい。</p> <p>④ 差別等の禁止 差別、ヘイトスピーチを許さないスタンスをとって、被害者が安心して相談できる窓口を設け、きちんと調査し、専門知識のある第三者機関も取り入れ、加害者側に罰金を科すべき。（苦情ではなく、人権救済として認識してほしい）</p>	4

番号	枝番	意見（全文）	「区の考 え方」(別 紙 2)の 該当番号
(29)	4	⑤ 構造的な差別 差別を禁止するなら、制度的な差別も取り組むべきです。性別欄をなくして、住民票に通称名の登録を可能にして、医療へのアクセスを拡大して、誰でもトイレ・個室の更衣室を区内の施設で必ず設置して（もちろんトランス女性は女性トイレ・更衣室、トランス男性は男性トイレ・更衣室を使う権利がある）、災害時の避難所、シェルター、介助者、グループホーム、デイケアなどでジェンダーでわけることが多い福祉サービスは、多くの性的マイノリティにとって使いづらいです。安心してサポート/ケアが受けられる体制が必要です。	8 9
	5	⑥ 研修・教育 行政機関、教育機関、医療機関をはじめとして役員や教員、医療関係者の徹底的な研修を行い、ハンドブックを制作し、差別の解消を行政・教育現場・医療現場から取り組み、差別への認識と人権尊重を広めてもらいたい。保育園、幼稚園、学校などで性の多様性、自分を大切にする性教育を実行して、性別二元論、異性愛主義の規範から解放すること、自己決定という意識を高めることで子どもの人権をまもってほしい。子ども・若者たちが自分のありのまま地域に受け入れてもらえるという希望を持ってほしい。この条例が勇気を付けて、ヘイト・いじめ・自殺の予防になります。	6
	6	⑦ 性的マイノリティのための情報・居場所 メンタルヘルスの無料相談、安心いられる場所への支援、トランスジェンダー追悼の日/プライド週間を記念する企画などを実施してもらいたい	7
30	1	① 2回のみ説明では拙速です。もっとも、優先すべき議案は、同一性障害の主因であると海外の研究調査で証明された遺伝子組換えや F1 種・農薬・添加物の「規制緩和」とこれらの蔓延によるヒトの染色体など生殖器や脳神経への発達障害を回避するための対策です。	1
	2	② 性的少数者の声盛り込まれていない。性の多様性については、一般的に小児性愛や動物性愛などの異常性愛も含まれるので、同条例は確実に性犯罪を後押しするハメになり、性的少数者自身の立場を危うくする可能性も十分ありえる趣旨が含まれていない。 ③ 一般的に証明が難しい「性自認」は除外が必要。性転換した男性が女湯に入ることや、女性の競技に参加することは、道義上無理がありすぎて正常な女性に対して確実に不自然・不快・不公平極まりない暴挙とも普通に常識として断定できます。	3
	3	④ 年末前の令和 4 年 12 月 28 日に、区のミスで個人情報外部に開示される問題が発生したにも関わらず、再発防止策も未発表。本件は、区の職員が暴力団関係者の依頼で住基ネット情報を漏洩し 11 月に逮捕された事件と関与するもので、一般市民・有権者の生命を危険に晒しかねない。同悪循環の是正徹底なくして区民にとっては意見提出が困難。	12
31	1	以下 4 点の理由から、「（仮称）杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」を撤回するように求めます。 ① 議会で、条例制定に対し賛否それぞれの立場から議論が行われているが、それらの議事録も完成しておらず、区民は議論の内容をじっくり確認することができない。区民が理解を深める十分な時間が必要であり、2 回の説明会では不十分である。拙速に条例制定を押し進めるべきではない。	1

番号	枝番	意見（全文）	「区の考 え方」(別 紙 2)の 該当番号
(31)	2	②条例制定に際し、性的少数者当事者の声（「性の多様性を、区長や区議会議員、区職員自身が理解していない」「性の多様性の中には、小児性愛・動物性愛などの性的倒錯も含まれ得る。条例は性犯罪を助長し、結果的に、性的少数者自身の立場を危うくするおそれもある」等）が、盛り込まれていない。 ③客観的に証明することが難しい「性自認」を条例に盛り込むことによって、女性を自称する男性や、性自認女性の男性がこの条例を悪用・誤用して、女性スペースに侵入する事態を誘発し、女性の権利や安全が脅かされるおそれがある（逆に、男性の権利や安全が脅かされるおそれもある）。その一方、事業者の努力義務が盛り込まれ、銭湯・温泉・スポーツジム経営者などに不要な負担を強いるおそれがある。	3
	3	④令和4年12月28日、杉並区のミスで、個人情報外部に開示される事案が発生した。本件は、区の職員が暴力団関係者の依頼で住基ネット情報を漏洩し、11月逮捕された事件に関わるもので、一般人の生命を危険に晒しかねない。区への信頼が大きく失われる中で、意見募集に応じる区民等の個人情報は適切に守られるのか、不安視する声が多くあがっている。再発防止策も発表されないままでは、意見提出を躊躇する区民等が多い。	12
32	1	パートナーシップ制度をしっかりと支えるために条例は必要だと思います。	1
	2	特に、「性を理由とする差別等の禁止」として、明快に差別を禁じることに賛成です ・「ヘイトスピーチ」の文言も入れて行為だけでなく差別的言説も禁ずることを明示していただきたいです。	4
	3	・第3者機関の設置を行って、ヘイトスピーチや差別行為の認定を確かなものにしてください。（特にヘイトスピーチに関して都の認定まかせではなく、区自らが区民のために判定をする）	5
	4	・具体的な罰則規定を設けて実効性のあるものにしてください。	4
	5	すでに、この条例とパートナーシップ制度の「性自認」に関して、政治家をはじめとする人々から、明らかなヘイトスピーチが寄せられています。トランスジェンダーという性的属性をひとからげにして「恐怖」を煽っています。「恐怖心」は「差別」とセットであり、「恐怖心」は時に「差別」の道具にされます。「恐怖心」に寄り添っていくのではなく、その「恐怖心」から寄せられるヘイトスピーチに対して断固とした態度をとる。そのことが「恐怖心」を抱く人への最大の「啓蒙」となります。	3
33	1	○まず、骨子の案などというレベルでパブコメを募集するのが間違っている。後で条文をどのようにいじられても公布まで区民には分からないし、現在案を前提としたパブコメに意味がなくなる。同時制定予定のパートナーシップ制度条例のパブコメであるかのように仮想して、形式的手続きだけ履践してどさくさ紛れに制定してしまおうという魂胆が見え見えで不愉快。区民説明会の上映スライドも、性多様性条例はタイトルにあるだけで、中身は全てパートナーシップ制度のほうの説明しかしていない。不誠実極まるやり口だと思う。LGBTQ活動家にねじ込まれているのかおもねっているのか知らないが、即刻廃案にし、せめて条例案を作成した上、きちんと区民説明も行った上で改めてパブコメにかけるべき？	1

番号	枝番	意見（全文）	「区の考え方」(別紙2)の該当番号
	2	<p>○3 区・区民と・・・差別等の禁止のうち、○4 つ目の禁止条項は大問題。まず行為者（禁止される対象者）が明らかになっておらず、条文としての体裁がない。禁止されるのは区か区民か事業者かで適用対象が大きく異なるのだから、行為者の特定は必要不可欠。もしこれが区民のみだとして、区や事業者には禁止されない意味が分からず、特定地域の区民にのみ不合理な義務を課すものとして憲法違反ともなりうるし、「何人も」であれば法の規制していない行為を規制するもので地方自治体の権限を逸脱しており、やはり憲法違反。いかにも後に無理やり付け足した条項であり、他の条項と合わせて無理やり成立させようという意図が見えており、不誠実極まりない。</p>	4
(33)	3	<p>○SNS 上でも指摘されているし、元議員も指摘するように、性自認を条例で保護するのは危険極まりない。「性を理由とする差別」の内容に性自認による差別が含まれるのか否かが明確でないが、こんな条例を成立させようとしているのであるから恐らく含む意図と思われる。そうすると例えば性自認が女性の身体男性（いわゆるトランス女性）に公共施設の女子トイレを使わせないのは性を理由とする差別、少なくとも女性自認者の権利利益を侵害する行為に当たると考えているのではないだろうか？その一方で、男女別トイレを設置している施設は、管理者は身体性別に従った利用を求めている意思を示しているといえるから、上記トランス女性が女子トイレに立ち入れば、公法上は建造物侵入罪が成立する（利用目的の如何を問わない）。しかし、アウトティング禁止条項があるので、その場に居合わせた女性も、駆けつけてきた警察官も、管理者も、そのトランス女性に性自認を聞くことができないから、そのまま放置せざるを得ない。さらに、上記トランス女性が見た目も完全に男であっても、性自認が女性であるかもしれないから、確認することもできないまま放置するしかない。万一聞けば、この条項を根拠に国賠ないし民事訴訟を提起される恐れがあるから、結局誰もが、男が女子トイレに立ち入ったとしても放置するしかなくなってしまう。現にこういった事態が英米諸国では起きている（WiSpa 事件を参照されたい）。これが女性女児の公共の場における安全をどれほど脅かすか杉並区は考え至らないのだろうか？指摘は実に正しく、傾聴すべき。このような問題をはらむにも拘わらず、むしろそのような問題点を隠すような不完全な骨子のまま、形式的手続きだけを進めるような不誠実極まるやり方で制定を進めることは許されない。本条例（骨子に過ぎないが）は即刻廃案とされたい。</p>	3
34	1	<p>・区政に不勉強であり、正直このような条例が拙速に推し進められていることを知りませんでした。一部この種の問題に熱心な方を除き、殆どの区民が私と同じであろうと思います。</p> <p>・「多様性 Diversity/Diversification」の言葉が日本でも様々な場面で使われるようになったのはもう 10 年以上も前のことでしょうか。「多様性」の定義は？杉並区は「多様性」の意味を理解し、どのような質問にも答えられるようきちんと定義されているのでしょうか。</p> <p>・性的少数者（当事者）の意見は丹念に聞かれたのでしょうか。声の大きい当事者ではない方の意見ばかりが尊重されていないのでしょうか。</p> <p>・自身が「小児性愛者」であることを恐れ、苦しみ、常に死を考えているという方のお話を聞いたことがあります。「小児性愛」も性の多様性に含まれていますが、杉並区の考える「性の多様性」は「小児性愛」あるいは「性的倒錯」も含んでいるのでしょうか。それを排除しているという文章はきちんとできているのでしょうか。「人権」との関わりの中で至難の作業だと思われませんが、「性の多様性」を謳のであればそこはきちんと文章化して頂きたく思います。杉並区民一男性・女性・児童・幼児なども含めて一きちんと護りきれぬ条例になっているのでしょうか。</p>	1

番号	枝番	意見（全文）	「区の考 え方」(別 紙 2)の 該当番号
(34)	2	<p>・「性自認」も大きな問題を引き起こしかねません。男性の体を持った男性が「私の心は女性です」と言ったとき、誰がそれを否定できるのでしょうか。先日アメリカヴァージニア州（だったと思います）で、スカートを履いた少年が女子トイレで少女をレイプしました。父親が激怒し、教育委員会に殴り込み逮捕されたという事件も起きています。日本でも昨年1月大阪で「女湯に入ってみたかった」という不届きな男性が「女性を名乗り」お風呂屋さんに入り逮捕されるという事件が起きています。この人のように「女湯に入ってみたかった」と言う人なら逮捕もできるのでしょうか、自分の心は女性と決して譲らない人がいたらお風呂屋さんや警察はどのように対応できるのでしょうか。その人の入湯を拒否するお風呂屋さんの店主は「人権侵害」になってしまうのではないのでしょうか。これほどまでに明々白々な懸念がありながら、なおも拙速に推し進めようとする杉並区長の意図はいったい何なのでしょう。時間をかけ、幅広い区民の声を聞き、慎重にことを進めて頂きたいとお願いいたします。突出して「進んだ杉並区」であるよりも、皆が平和に穏やかに幸せに暮らせる杉並区であって欲しいと心から願わずにはいられません。</p>	3
35	1	<p>今回、性の多様性が尊重されるための取り組みを進めていくにあたり、この様にすべての施策の根拠となる条例を作っただけのこと、とても素晴らしいこととして受け止めています。3点、意見を述べます。</p>	1
	2	<p>まず、今後区の事業のすべての施策の根拠となるにあたり、用語の定義は徹底的にさせていただきたいと思えます。骨子案の中で用語が解説されていますが、例えば「性自認」についてはとても簡潔に書かれています。しかし、これでは意味を取り違えてしまう可能性もあり、説明会の前に区役所前で行われていた、事実誤認に基づくトランスジェンダーへのヘイトスピーチに繋がりがかねません。その様な事態を避けるため、先行して条例を制定している他区から学び、より明確で詳細な用語の定義がなされることを望みます。</p>	3
	3	<p>次に、項目の中の「苦情の申し出」について。22日の説明会の中で参加者から意見が出ていたかと思いますが、やはり、被差別当事者が声を上げることは「苦情」ではなく、尊厳の回復を求めることだと思えます。区が対応を求められることは、苦情処理ではなく人権救済であると考えます。したがって、この項目自体の認識を改め、対応する現場が「自分達が行うのは苦情処理ではなく人権を守る仕事である」ということに自覚的であるように規定していただきたいと思えます。</p>	5
	4	<p>最後に、条例制定後は性別の記載欄がどうなるのかについても、規定していただくと嬉しいです。区に提出する書類や今回のパブリックコメントでも、性別（男 女 無回答）の様に選択肢が設けられていますが、毎度記入のたびに苦痛を感じる方、疎外感を感じる方がいるのではないのでしょうか。SOGIの観点から、より柔軟に性の多様性を受け止められる書き方になることを望みます。</p>	8

番号	枝番	意見（全文）	「区の方針」(別紙2)の該当番号
36	1	<p>自分の住む町がこうした制度を考えてくれることを、当事者の一人として嬉しく思います。一方、漠然とした内容は効果を曖昧にさせ、条例の形骸化を招くことも危惧しています。</p> <p>例えば、この件で最も課題として取り上げられる公共の衛生施設等を使う際の線引きについて。</p> <p>1、性の自認および性の多様性を尊重する</p> <p>2、他者に身体および性器の形状を把握される可能性のある公共施設等の利用に関しての男女の線引きは、基本的に身体および性器の状態をもって判断し、利用を可否する。伴い、身体の状態にかかわらず性の自認によって何らかの選択肢を喪失することのないよう、区として最大限の配慮、努力を行う。</p> <p>等は明確に宣言をするべきであろうと思っています。</p> <p>「1」は方針として、「2」は方針とともに運営判断として、です。もちろん答えを出すことによって誰かは悲しむことと思います。それでも皆がともに生きていくために、皆を説得する覚悟は必要です。私自身、男性器は摘出しましたが豊胸や造脛は行っておらず戸籍も男性のままのため、公衆浴場等で女性用を使うことはありません（男性用も使いません）が、こうした判断を個人の裁量に任せるのではなく、区の方針と判断として明示する覚悟は必要です。（説明会の時に屋外でスピーチをしていた人を宣言によって黙らせることも大切なことだと思います）</p>	3
	2	<p>いずれにしても絶えずアップデートを行い続ける必要のある条例と受け止めています。大人だけではなく、思春期の段階にある子どもたちの真剣な意見にも耳を傾けながら、当事者、非当事者を交えたアンタッチャブルのない意見交換が常にあれば良いと思います。最後に、当事者の一人として、杉並区に20年ほど住まう者として、自分の町が打ち出すにとっても嬉しい条例です。</p>	1
37	1	<p>「（仮称）杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例（骨子案）」の撤回を求めます。その理由は以下の通り。</p> <p>【性犯罪を助長しやすい等、社会混乱を産む危険性への懸念】</p> <p>「肉体は男性の自称女性」が条例を利用して女子トイレに入る。</p> <p>違和感しか感じませんし、条例を利用した性犯罪がまったく起こらないと言えるのでしょうか？諸外国でも社会混乱を生じ、問題視されている事案が山積みです。そのような条例をわざわざ導入する必要性を感じません。</p>	3
	2	<p>【条例から発生する区民の分断が予想されること】</p> <p>この条例は区民の分断を産みやすく、反対する者に対してレイシスト呼ばわりする等、自由意見を封じる言論弾圧と分断を引き起こしやすいと考えます。現にとある杉並区議会議員のSNSでも理由もないのかかわらず、反対意見にたいして「ヘイトスピーチ」の言葉が出ました。杉並区民の分断と自由意見の引き金になりやすい、争いの種になる条例に反対いたします。</p> <p>【区民への十分な周知がされていないこと】</p> <p>チラシでも「杉並区パートナーシップ制度」と「杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」を二つ並べているのに、説明にはパートナーシップ制度のことについてしか書かれてない。議事録もないのであれば区民は内容を知ることもできず、周知不十分です。</p>	1

番号	枝番	意見（全文）	「区の考 え方」(別 紙 2)の 該当番号
(37)	3	<p>【情報漏洩の心配から正確な意見提出に問題があること】</p> <p>昨年、杉並区の度重なる個人情報漏洩問題がありました。</p> <p>指名・住所・勤務先・学校名を書かせる意見募集の方法は、危険をさらす危険があり、意見提出を阻んでいます。性的少数者の方々は、ただでさえ声を上げにくい状況である点が全く配慮されていません。</p> <p>当事者が意見を出しにくい意見提出方法は、根本的な欠陥があると言えます。</p> <p>以上をもちまして「（仮称）杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例（骨子案）」を撤回していただくことを求めます。</p>	12
	1	<p>今回の条例では、差別を許さない社会をつくるために差別を禁止する法律とその推進がなされます。この条例は、性的マイノリティの方が安心して杉並区で暮らせるためにこの条例が大きな影響を与えたいと思います。性自認・性的指向などによって差別されるのは人権侵害です。杉並区に性的マイノリティの人権を守っていただきたいです。現在性的マイノリティの方は生活の中で多くの場面で差別・偏見・困難とあっています。この状況を変えるために、この条例を活かすために、意見をお伝えいたします。</p>	1
38	2	<p>1. 骨子案（こっしあん）について</p> <p>【 1-1】 性自認の説明について</p> <p>「性自認 自己の性別についての認識をいいます」</p> <p>日本語の訳の問題もありますが、認識というと、自由に決められるという印象が生じてしまいますし、これは正しくはないです。自由に選べると勘違いして、トランス差別をする人がいます。性自認が変わることもあります 「明日から、男性自認になろう」と簡単に変わるようなものではないです。</p> <p>「そのジェンダーに所属しているという実感や、経験をしている性別（ジェンダー）のこと。ジェンダー・アイデンティティともいう」というような内容の方が良いように思います。また、ジェンダー・アイデンティティ（性自認）には「男性」や「女性」の他にも、ノンバイナリーやアジェンダーなど様々なものがあります。</p> <p>【補足】</p> <p>性自認： 自分のことをどのように感じたり、体験したり、自分のあり方</p> <p>ジェンダー： 社会的・文化的、政治的、心理学的の性差、性のあり方、とらえ方</p> <p>この社会には、ノンバイナリーや女性や男性といった「性別」に関するさまざまな規範や理解、知識、言説があります。わたしたちは例えば挨拶一つから、教育、服装や仕事（ここでの「仕事」は、労働の対価としてお金を貰う「賃金労働」以外も含む）に至るさまざまな社会的交流を繰り返して、この「性別」というものを理解し、内面化し、またこれに基づいて、あるいは反発して、行動し、交流していくこととなります。そうして、自分が類縁性をもったり、「自分はこの性別ではない」と認識したりしていきます。自分をもっとも強く類縁性をおぼえ、またそれを意識的にせよ無意識的にせよ受け入れた性別を、「ジェンダー・アイデンティティ」と呼びます。</p> <p>https://anarchistneko.wordpress.com/2022/11/24/what-is-lgbtq/</p>	3

番号	枝番	意見（全文）	「区の考え方」(別紙2)の該当番号
	(2)	<p>【1-2】 追加してほしい言葉 トランスジェンダー： 生まれた時に割り当てられた性別と異なる性自認のある方 性別二元論： 性の中性別は二つしかないという思想。生物学的観点からでも性別はとても複雑なものです。性別もスペクトラムであり、ジェンダーもスペクトラムでもあります。世の中は男性・女性しかいないという考え方はさまざまな存在を否定してしまう立場です。 ノンバイナリー・ジェンダーキア ・xジェンダーなど： ジェンダーアイデンティティは単に女・男ではない人 補足 様々な性別・ジェンダーがあるのに社会の中で性別二元論によって管理され、生まれた時割り当てられた性別と異なる性自認がある場合社会構造によって多くの差別にぶつかってしまいます。</p>	(3)
(38)	3	<p>2. 現状起きている問題 【2-1】 性同一性障害特例法の条件が人権侵害にあたるような厳しい条件となっている 同一性障がい特例法： バイナリートランス（生まれた時割り当てられた性別と異なる性自認は男性・女性である）の場合は社会の中で法的に男性・女性として扱ってもらうために戸籍上に登録されている性別を変更できます。ただ、五つの条件を満たして、また性同一性障害の診断書も必要です。 1. 十八歳以上であること。 2. 現に婚姻をしていないこと。 3. 現に未成年の子がいないこと。 4. 生殖腺せんがないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。 5. その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。この条件は厳しすぎて、人権侵害となっているのが事実です。すべての条件はありえないと思いますが、特に手術しないと正式に性別の登録が変えられないのは身体の自律・自由に被害を与えてしまう条件です。中絶の権利と同じように自分の体は自分のもので、自分が決めるものなので、強制的に手術する・しないのは個人の体を支配することです。多くのトランスの人はこの条件を満たすことができず、戸籍上で性別を変更できない状況です。国家法はすぐ変わらないので自治体レベルで何ができるかを考えてもらいたいです。</p>	1 3

番号	枝番	意見（全文）	「区の考え方」(別紙2)の該当番号
(38)	4	<p>【2-2】 働くことや、学校に通う、家を借りるといった場面で、差別があり、生活で困難がある</p> <p>現在は生活において様々な場面で残酷な差別に逢っています。学校、職場、不動産屋、公的な機関、お店、医療機関などで、日々この差別が起こっています。そしてネット上のヘイトがとてもしんどいです。自分らしく生きることは命をかけることです。指向・性自認によってハラスメント、暴言、暴力を受ける恐れが少なくはない、自分の安全が奪われてしまった場面がたくさんあります。また毎日のミスジェンダーリング、デッドネーミング、自分の存在が否定されたり、さまざまな場面でのハラスメントによって自傷・自殺のリスクも高まっています。</p> <p>具体的な差別の事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「あなたは男性？女性？どっち？」と質問される ・「こちらはトランスの方に対応できない」と言われる ・「あなたみたいな人をお断りします」と言われる ・呼ばれたい名前を無視して、公的な資料で登録された名前と呼ばれてしまう ・自分の性自認と合うトイレ、スペースがない。数分離れた施設の多目的トイレに行く。トイレを我慢して、膀胱炎などの病気になる。 ・アウトィングされる。トランスジェンダーであるとばらされてしまう。 ・人にじろじろみられてしまう ・笑ったり、からかったりされる ・性自認の否定されてしまう <p>トランスジェンダーの方の安全を守ってほしいです。差別をなくすために制度的な差別にぜひ取り組んでもらいたいです。</p>	3
	5	<p>通称名</p> <p>正式な名前が自分の性自認と違う名前となったり、自分のあり方をより適切に表現するために別の名前を選ぶ場合もあります。法的に名前を変更することに当たって裁判などが必要なのでお金と時間がかかり、多くの人にとって難しいのですが、通称名を登録することで区からの通知や他の公的な資料（の一部）に使えます。</p> <p>以前に区役所の窓口で問い合わせたときに今まで銀行口座、職場などでその名前で登録できたら通称名を登録できると言われたのですが、どう考えても通称名の登録ができていないと職場、銀行などでの登録ができません。もっと簡単に住民票で通称名の登録ができるようにしてもらいたいです。そうしたら健康保険証もその名前で出すこともできるし、病院に行くハードルが少し下がると思います。</p> <p>https://www.si-gichokai.jp/open/opinionDetail.jsp?id=93483</p> <p>住民票</p> <p>住民票から性別の欄を消したらどうでしょうか？また住民票のコピーを申請する時に、性別の欄を載せなくてもいいという選択肢がほしいです。</p> <p>https://news.yahoo.co.jp/articles/76bbe52b4fce4a9789a96dad1d158ef80ad9d781</p> <p>住民基本台帳法の問題</p> <p>住民基本台帳法は「住民票の写し」に性別を記載するよう定めているが、性的少数者にとって性別が書かれた文書は意思に反した性自認の暴露につながる可能性があり、苦痛を感じる人がいる。そのため国は2016年12月、性別のない住民票記載事項証明書の交付は可能と通知した。</p>	8

番号	枝番	意見（全文）	「区の考 え方」(別 紙 2)の 該当番号
	(5)	<p>健康保険証 自治体によって国民健康保険証では性別の表記を裏のほうにつけてもらう選択肢があります。（完全に外してもいいと思いますが） 厚生労働省から 2017 年 8 月 31 日付け「性同一性障害と診断された人が日常で使う『通称名』を、健康保険証の氏名欄に記載することを認める」という通知が全国に出されていたのです。 https://www.city.kita.tokyo.jp/kokuhonenkin/seibetu.html https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000414302.html https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb8714&dataType=1&pageNo=1 その他の公的文書 行政の資料・申請書などから性別の欄を外すか、最低限「その他」の選択肢もつけて、自分の性自認に合わせて自由に選べるようにしてほしい。 選挙権 性別表記のある身分証明書の提出、また投票の性別欄によって多くのトランスジェンダーの方が結果として選挙権を奪われています。</p>	(8)
(38)	6	<p>設備・災害時 学校や公的なところで誰でもトイレ、誰でも更衣室を必ず設置するもの、誰でも「男女以外」の性自認をもつ可能性があることを意識してほしい。そしてもちろん自分の性自認と合わせて使いたいトイレ・更衣室が使える権利をまもってほしいです。災害時も同じ対応が必要です。 http://dp34312797.lolipop.jp/saigai</p>	9
	7	<p>行政の窓口 行政の窓口での対応もよく性の多様性を認識して尊重してほしいです。 行政の窓口で見た目ジェンダーを判断せず、呼ばれたい名前前で呼んで、代名詞を勝手に決めないでほしいです。このことを尊重しないのは差別であることをちゃんと意識して、職員の全員がきちんと研修も受ける体制を整えてもらいたいです。</p>	6
	8	<p>医療 多くの性的マイノリティの方は病院に行くにはハードルが高いです。特にトランスジェンダー・ノンバイナリーの方は強い抵抗がある場合もあります。医療アクセスが十分整えていない状況で健康診断、必要な治療などができていないことが多くて、健康侵害になっている場合もあります。この問題について真剣に考えてほしいです。「婦人科」健康診断 子宮ガン・乳がん・妊娠・出産・中絶は「女性」が対象になるだけではない、子宮のある人の中でトランス男性、ノンバイナリーなどの方もいます。精巣がんなどは「男性」の問題だけではない、精巣のある方の中でトランス女性、ノンバイナリーの方などもいます。</p>	1

番号	枝番	意見（全文）	「区の方考 え方」(別 紙 2)の 該当番号
(38)	9	学校（保育園・幼稚園も） 制服がある場合、自由にスカートやズボンが選べるようにしてほしい、児童生徒を男女でわけることをできるだけさけてほしい、トランスの子どもが自分の性自認と合うトイレ、更衣室が使える権利をまもってほしい、呼ばれたい名前をちゃんと尊重して使ってほしい、本当の意味の性の多様性の教育を小学校から丁寧に誰でも当事者である SOGIE として組んでもらいたい、また性教育においてシス、異性愛の前提ではなく、さまざまな体・性自認を持つ方との間の性的な関係、コンセント、ブレジャー、エンパワーメント、セクシュアルヘルスの観点から教えてもらいたいです。教員・学校のソーシャルワーカーの研修も必ず徹底的に実施してほしいです。健康診断についても、性的マイノリティの子どもが苦痛を感じないように適切な対応が必要です。	6 10
	10	【2-3】 障害者・高齢者（ダブルマイノリティ） 福祉サービスを利用する方、障害者・高齢者の中でももちろん性的マイノリティの方もいます。相談員、ケアマネジャーの研修も徹底的に取り組んでいただきたいのです。 介助者、グループホーム、デイケアなどでジェンダーでわけることが多い福祉サービスは、多くの性的マイノリティにとって使いづらいです。安心でサポート／ケアが受けられる体制が必要です。	6
	11	【2-4】 ヘイトスピーチ お茶の水女子大学へのトランスジェンダー女性の入学を認めるというニュースをきっかけに、ネット上やリアルイベントへの押しかけなどトランスジェンダーヘイトが起っています。 トランスジェンダーを性加害者であるというような誤った情報を流布している人がいます。トランスジェンダー・性的マイノリティの方は変態、グルーマー、性的加害者、女性の安全を脅かすという発言もヘイトです。こういった発言を、禁じる必要もあると思います。 (条例の説明会の当日区役所の前で抗議していた前杉並区議会議員の発言もヘイトスピーチであり、止めるべきものです。)	4
	12	3. 行政にやっていただきたい活動 【3-1】 相談・メンタルヘルス セクハラ・性暴力・DV 相談・シェルター／ホームレスシェルターの中にもトランスジェンダーはいます。加害にあいやすいマイノリティが、安心して支援につながる環境を作ることが不可欠です。メンタルヘルスのサポート。差別・偏見、性・性自認に関する悩みは大きな精神的な負担になります。そのフォローとして無料カウンセリングを提供していただきたいです。 【3-2】 差別の被害を受けた方の相談窓口 性的マイノリティの方が性指向・性自認による差別について相談できる場所を設置してほしい。差別が通報されたらプライバシー・秘密を厳守しながらちゃんとフォローしてほしい。（職場、学校、病院、お店、不動産屋さん、公的施設、ハローワークなど）このような相談窓口を人種差別、障がい者差別、地域やルートによる差別の被害者（またはその差別行為に気づいた人）のために設けてほしいです。	7
	13	苦情の内容を審査するのは区の職員だけではなく、行政から独立した第三者機関（相模原人権条例のように）も設置してほしいです。	5
	14	川崎の差別禁止条例のように罰則・処罰・罰金の具体的な抑止が効果的な防止になるでしょう。	4

番号	枝番	意見（全文）	「区の考 え方」(別 紙 2)の 該当番号
(38)	15	<p>【3-3】 理解を深めるための広報啓発活動 人の性が複雑で LGBT だけだと単純化してしまいます。現在杉並区の性的マイノリティへの理解を深めるための啓発パンフが単純すぎて誤解を呼ぶ可能性があります。</p> <p>https://www.city.suginami.tokyo.jp/res/projects/default/project/page/001/078/076/ss2.pdf 「身体の性」と「心の性」という表現について 「身体の性」は必ずしも正確ではなく、生まれたときに医師や助産師等が判断し、そして法的・社会的に「割り当てられる」という捉え方がより適切です。 「心の性」も同様に、ジェンダー・アイデンティティ（性自認）という概念を正確に表せておらず、言い換えとしては不適切だという指摘もあり、注意が必要です。LGBTQIA+が示すように性のあり方は単純なものでもなく、さまざまな形、スペクトラムでもあります。啓発の資料にもっと詳しくノンバイナリー、Q+のことを解説していただきたいです。</p> <p>https://lgbtq.fandom.com/ja/wiki/LGBTQ%2B_Wiki 性の多様性はすべての人のことを示しているのでそれを理解するために丁寧に SOGIE のこともちゃんと詳しく説明したほうがいいです。</p> <p>https://www.city.akashi.lg.jp/seisaku/sdgs/lgbtqsogiekiso.html 性指向・性自認に対する差別は許さないというパンフ・ポスターも区の施設や公的な場で貼ったり、配布したりしてほしいです。</p> <p>当事者団体などと相談しながら差別に対する取り組みと人権保護のためにガイドラインの制作を求めています。現在多くの自治体がこういったガイドラインを公開しています。</p> <p>【3-4】 区内の LGBTQ 関連の情報・場所を増やす。また、こういった場所があることを広報する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区内 LGBTQ の当事者のためのセーフスペースを設ける ・当事者/アライのグループのために無料で場所を提供してもらう ・LGBTQ フレンドリースペースの地図作り？ ・サポート団体のリスト ・生活相談の窓口を設置する ・トランスジェンダー追悼の日／プライド週間を記念する企画 ・当事者・アライのため、理解を深めるためのイベント <p>【4】 参考資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性的少数者に配慮した 様々な行政場面での対応事例集 ・「女性としての自分貫く」通称名利用求め、市議会動かした若者の思い ・性自認および性的指向に関する対応指針 文京区 文京区職員・教職員のため に～ ・多様な性自認・性的指向に関する対応指針 ・多様な性に関する職員ハンドブック 板橋区 	6

番号	枝番	意見（全文）	「区の考 え方」(別 紙2)の 該当番号
39	1	一人一人にいわゆる男性的、女性的と見える思考はありそれは生まれてからうえつけられた思考が多い。成長するにつれて、自覚し、自分で選択できる社会であるべきだ。	1
	2	また、同性婚者が養子を迎えらるる制度も大きく検討されるべき。	11
40	1	性的マイノリティの当事者のひとりとして、自分が住んでいる区が明示的に性の多様性やジェンダーなどの課題に取り組む姿勢を見せてくれることが、とても心強く思います。また、区内に住む若年層の当事者にとっても、この条例ができることで、ありのままの自分で、ここ杉並にいていいんだと安心できる材料に絶対になると思います。マジョリティでない自分の存在を大人が認めてくれているということは、すごく大きな自己肯定感に繋がります。内容面については、パートナーシップ制度の根拠となる条例として、また様々な性をめぐる問題に包括的に向き合っていこうとする区の姿勢のあらわれとして、現時点において必要十分な内容になっていると思います。	1
	2	ただ、説明会でもご指摘されていた方がいらっしゃったように、「苦情の申出」という表現はネガティブな印象が強いので、別の表現に変えていただくようご検討いただければと思います。条例ができることを、大変楽しみにしています。	5
41	1	1. 条例の目的・基本理念について 差別的取り扱いの禁止を明確に示し、性の多様性に関わる「権利保障」を基本理念の前提とすることを希望します。施策を決める際は当事者団体などの意見を聞くことを条例に明記し、非当事者だけで決定することのないよう希望します。	1
	2	2. . . . 3. 区・区民と事業者の責務及び性を理由とする差別等の禁止について 1) 区の職員対象の基本的人権を前提とした学習会の開催を希望します。 2) 区議会議員対象の基本的人権を前提とした学習会の開催を希望します。 3) 区民対象の基本的人権を前提とした学習会の開催を希望します。 4) 小学生から高校生までを指導する教師を対象の、基本的人権を前提とした学習会の開催を希望します。 5) 小学生から高校生までを対象に、性的マイノリティ当事者を含む基本的人権を前提とした学習会の開催を希望します。	6
	3	6) 具体的な法制度の明記を希望します。 ① SOGI ハラ*の禁止 *性的指向 (Sexual Orientation) や性自認 (Gender Identity) に関連した、差別的な言動・嘲笑・いじめ・暴力 (学校生活・職場での強制異動、採用拒否や解雇など) ② カミングアウト強制の禁止 ③ アウティング*の禁止 *本人の了解を得ずに他の人の性的指向や性同一性等の秘密を暴露すること	3
	4	④ 「事業者は 区が実施する施策に協力するよう努める」は 「施策への取り組みを義務付ける」に変更を希望します。	6
	5	4. 区の施策の基本的事項 1) 苦情処理委員会の設置を明記することを希望します。 実際に被害が起きた場合は、人権侵害として対処することを明記してください。	5

番号	枝番	意見（全文）	「区の考 え方」(別 紙 2)の 該当番号
	6	2) 性的マイノリティ当事者と住民が学びながら、各世代の啓発に向けた web ページやガイドブックなどを作る機会・場が是非ほしいと思います。このような広報・啓発活動の作業を通して、参加者が理解を深め人権意識を共有することで、ヘイトクライムやデマへの不安や無力感を減らしていけると思います。 区の職員・議員とも協働できれば、なおよいと思います。	6
(41)	7	3) トランスジェンダーバッシングとデマ・ヘイトクライムへの対応 昨年 12 月パートナーシップ制度説明会が行われる日、前区議がこの条例に抗議する街宣を区役所前で行っていたことを何人かの方の報告で知りました。また杉並区におけるトランスジェンダーバッシングのデマゴーグがこのパブコメ募集をきっかけにネットや街頭でも目立ち始めたことを憂慮しています。この件に関しては、以下のサイトで、「ファクトチェック」や「トランスジェンダーについてのよくある質問 (FAQ)」、女性と子供を守ると謳いながら差別的陳情を行う団体への注意喚起野のための「自治体議員の皆様」などが掲載されています。 [trans101.jp はじめてのトランスジェンダー] https://www.trans101.jp これらを確認いただいた上で施策を進めていただけることを希望します。 ※「自治体議員の皆様」へは PDF を一緒に送ります。 ■トランスジェンダー情報サイト trans101.jp はじめてのトランスジェンダー https://www.trans101.jp 上記の内容のほかに以下の内容も充実しています。 『基本的な用語集』 『トランスジェンダーにまつわる統計』 『トランスジェンダー当事者と周囲の人たちの話』 『トランスアライ*にできること』 *トランスジェンダーであることを理由に個人の尊厳が奪われる社会を変えるために、当事者と一緒に行動する人のこと 多くの方が理解を深めるためには是非アクセスしてほしいと思います。 _	4
42		パートナーシップ制導入賛成です！！それで、既存の制度に何も影響はないはず	2
43		パートナーシップを認めることで、杉並区が多様性を尊重していると感じることが出来ます。ぜひ、推進していただきたいです。	2
44		パートナーシップ制度の実施に賛成します。区民の暮らしと権利を保護するために、上記制度の整備は必須と考えます。	2
45		パートナーシップ制度導入に賛成です。本当は婚姻制度が法制化されれば良いのですが、それが今すぐに見込めない以上せめて自治体レベルですべきことをしていくのは、ひとりでも多くの方が安心して暮らしていくために必要なことだと思います。こういった制度は、当事者が活用することができるのはもちろん、当事者ではない人々の態度の変容を促し、「望む相手をパートナーとして生活できるのは普通のこと」という考え方の基礎を広めていくためにも大切なことであり、性的指向に基づく差別はしないと行政が示すためのものでもあります。杉並はいま人権や多様性、民主主義を尊重する方向に向かっていていると感じています。是非、制度化を進めていただきたいと思います。	2
46		区長新任以来、待望してきたパブリックコメントです。自分はじめ当事者がこれからの人生を前向きに生きていくためにぜひともひとつでも多くの自治体にパートナーシップ制度を設けてほしい。杉並区もそのうちのひとつになるなら、これからも住み続けたいと思う。	2

番号	枝番	意見（全文）	「区の考 え方」(別 紙 2)の 該当番号
47		「（仮称）杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例（骨子案）」について、パートナーシップ制度を必ず実施してください。パートナーシップ制度が施行されましたら、携帯可能なカード型の受領書（証明書）もありましたら、緊急時等に誰にでも説明しやすく、理解を得られやすいのではないかと思います。	2
48		東京都がパートナーシップ制度をスタートしたあとで、区としてこの条例と制度を作ることにどれほど大きな意味があるか、それを考えると本当に素晴らしい骨子案だと感じています。一当事者として、岸本区長をはじめ、尽力いただいた職員のみなさん区民のみなさんに感謝の気持ちでいっぱいです。 骨子案でもっとも良いと感じている点は、同性パートナーに限らず制度利用が出来る点です。本来は国がやるべき事であるというのは大前提ではありますが、杉並区で条例制度ができることで同性婚および選択的夫婦別姓婚の実現に少しでも近づけばと願っております。未来を生きる若い世代や子供たちにとっても、明るい知らせになることと思います。	2
49		（全文掲載を望まない方のご意見のため、概要を記載しています。） 杉並区でのパートナーシップ制度に賛成する。 法律婚についても国に働きかけてほしい。	2
50		必ず、パートナーシップ制度を成立させてください。よろしくお願い致します。私は以前、当事者意識の欠落や想像力の欠如から、性的マイノリティ当事者とその関係者への加害行為をしてしまいました。自分がしたことの愚かさには、自分で自分に怒りが湧いてくるほどです。差別や偏見が蔓延る世の中において、自身が当事者だと気がつく苦しみも相当なものです。自分がその劣悪な環境づくりをした加害者だったと気がつくことも辛いです。もうこれ以上、加害者になってしまう人を増やさないでください。同性間での婚姻ができない現状は、異性カップルの健全なパートナーシップすら否定していると感じます。婚姻の自由がない現状に、せめてもと、ひとつでも多くのパートナーシップ制度を求めます。	2
51		区議会第4回定例会にての「杉並区版パートナーシップ制度【骨子案】」大賛成です。「双方の性別にかかわらず、事実婚関係にある異性カップルも対象とする」というのは、東京都のパートナーシップ制度より進んでいると思います。地方自治体が自らこの様な多様性を尊重し先進的な取り組みをしていく事、大いに賛成です。区長さんが変わるとこの様に人権を尊重し、区政を真剣に考えてくださる。遅れた日本がすこしずつ変わっていく、嬉しいです素晴らしいです。	2
52	1	性自認の文言は削除をお願いします。性自認女性を主張する身体男性が、身体女性に加害する事件が海外で起きているのはご存知だと思います。科学的根拠のないこの文言を無防備に条例に入れるのは危険です。また、性自認の危険性は認知され始めています。水道民営化のような周回遅れの条例になりませんようお願いいたします。	3
	2	戸籍上身体上の同性同士のパートナーシップ制度は歓迎します。	2
53		性的指向・性自認を理由とする差別を禁止すること、また性別（ジェンダー）を問わず、区内のカップルが利用できるパートナーシップ制度を確立することが必要。	2
			3

番号	枝番	意見（全文）	「区の考え方」(別紙2)の該当番号
54	1	<p>1.性自認に関する項目の削除を求めます。</p> <p>「1 ページ 3 区・区民と事業者の責務及び性を理由とする差別等の禁止」の「～本人の意に反して性的指向又は 性自認 を明らかにすること、その他の権利利益 を侵害する行為を禁止します。」の「又は性自認」を削除し</p> <p>「～本人の意に反して性的指向を明らかにすること、その他の権利利益を侵害する行為を禁止します」に変更してください。性自認を法で認めると、女性自認だから女子トイレや女湯に入らせろという男性（男性器あり性犯罪リスト登録者）が発生する事例がすでに海外で起きています（ロサンゼルス Wispa 事件）</p> <p>性自認を法で認めると女性の安全が脅かされます。イギリスも性自認の公認状態でしたが方針転換し、ようやく女性が職を奪われることなく男性の女子施設侵入を咎めることができるようになりました。</p> <p>https://note.com/sws_jp/n/n4ebaa1d5b317</p>	3
	2	<p>2. 「（仮称）杉並区パートナーシップ制度（骨子案）」</p> <p>【該当箇所】 1 ページ 3 利用対象となる 2 人 （5）戸籍上の性別要件</p> <p>「双方の性別は問わず」を → 「戸籍上同性同士に限る」に変更してください</p> <p>トランスジェンダーの利用を想定している本制度案は本来であれば好きになる性別や自身の性別が「変えられない」ことによって苦しむレズビアン・ゲイ・バイセクシャルのセクシュアルマイノリティの権利擁護とはかけ離れたものになります、戸籍上の要件を同性同士に限るよう求めます。異性カップルは結婚制度を利用できるのだから今回保護すべきパートナーシップは同性愛です。曖昧で主観的な性自認を法に組み込むことは女性領域への女性自認（を装えば）男性入り放題を意味し、女性の安全を根底から破壊しますので決してしないでください。</p>	2
55	1	<p>「すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち」</p> <p>この中に女性は含まれているのですか？男性と女性で比べれば杉並区の中でのパワーバランスだけでも十分女性はマイノリティです。女性が住みにくい町であると女性をターゲットとついている事業者がどれだけ被害を被るのかわかっていませんか？最悪廃業です。以下の変更を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「性自認」という文言全ての削除 	3
55	2	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ制度は戸籍上同性に限る <p>「性自認」の考え方は深刻な女性蔑視とホモフォビアに根差します。この骨子案はレズビアンやゲイに寄り添うふりをし最終的には同性愛者を排斥する危険な内容です。強く反対します。性別は二つだけです。男性が女性を名乗り女性の枠に入り込めば女子スポーツは破壊され平凡な男の記録に塗り替えられます。それは女性蔑視でしかありません。また、性自認女性の男性の性犯罪は既に海外でも爆発的に増えており、男性と同じかそれ以上に性犯罪を起こしている。男女別のトイレになったのは性犯罪を未然に防ぐため。このままでは女性が外出できなくなります。女性の客が重要なホールや劇場でこのようなことになれば、客足が遠のき、またアーティストが杉並にそもそも来るのを避ける未来が見えます。重大な経済損失です。これはマラソン大会やスポーツ大会なども同じです。犯罪が起きてからでは遅いのです。また、災害が起きたときに女性の区域に性自認を理由にどれだけ性犯罪者が入りこむだろうか？自分の娘がもしもそれでレイプされてもいいのですか？性自認を尊重するという事はそういうことです。</p>	2

番号	枝番	意見（全文）	「区の考 え方」(別 紙 2)の 該当番号
	1	<p>仮称) 杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例について反対します。</p> <p>1 そもそもパートナーシップ制度に反対</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会において、反対陳情者だけ補足説明をしていない（説明意思があるか説明されていない）。本会議でその反対陳情者から審査継続の要望があったが却下。賛成意見のみをきき、反対意見はきかないでは不公平ではないか。 ・異性同士の事実婚は陳情には含まれていない。また委員会や議会で十分な議論がされていない。区長が独断で異性同士の事実婚を含めたと認識しているがとても納得できるものではない。 ・パートナーシップ宣誓制度があるので、区で制度創設する必要はないのではないか。 	2
56	2	<p>2 性自認について</p> <p>「性を理由とする差別、性的指向又は性自認の表明を強制し、又は禁止すること、本人の意に反して性的指向又は性自認を明らかにすること、その他の権利利益を侵害する行為を禁止します。」とあるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法的根拠もなく、客観的に判断もできない「性自認」を位置づけることで、区民、事業者の間で混乱が生じるのではないか。また、当事者間とでは軋轢が生じるのではないか。 ・女性や子供の安全は守られるのか。 ・当事者だけではなく、多くの区民の問題になると思われるが、議会での議論が不十分。また広く区民の理解を得ていないのではないか。 <p>パートナーシップ制度については、反対する当事者の意見を聞く=反対陳情を委員会で再審査することはもちろん、事実婚についても委員会、本会議で十分な議論を尽くし、丁寧に進めること。</p> <p>性自認について文言を削除すること。当事者だけでなく、全ての区民が幸福であり、安心安全な生活を送れるよう、期限ありきではなく、慎重丁寧に十分な議論を尽くすよう要望します。</p>	3
	1	<p>これまで 240 以上の自治体で導入されていたパートナーシップ制度を杉並区でも創設することになり、賛同いたします。これまでずっと生きづらさをかかえ、（周囲の人々との人間関係や、自分の日常的な異和感など）その上、社会的にも不利益をこうむり、差別を受け続けてきた、こうしたマイノリティの方々に対しこの制度ができるだけ効果的なものになるようにしてほしいと思います。</p>	2
57	2	<p>私は長い間小学校の教員をしてきましたが、学びを共にしてきた多くの子供たちの中にこうした悩みをかかえ、苦しんできた子どもたちの存在を、当時は思いやることができず、もしかしたら身すごしてしまったのかもしれないと、最近になって申しわけない気持ちがわいています。特に、トランスジェンダーと呼ばれる「性自認」の方に対する差別を心配します。昨夜も TV 番組で、トランスジェンダーに苦しみ、肉体的にも手術を受けたという方が取材されていましたが、幼ない時からずっと苦しみ、つらかったことが述べられていました。先日、12月18日、22日に区役所でこの制度についての説明会が開かれる前、区役所前で抗議活動と称して<客観的に証明できない「性自認」と「性的指向」と同等に扱うことによって、女性を自称するただの男が「女性トイレを使いたい、女湯に入りたい」といい出し、女性の安全が脅かされる恐れがある>など書かれたチラシを配り、トランスジェンダーへの偏見と憎悪を浴びせるヘイトスピーチが行われました。（元区議の方は、もし自分の子どもがそうだったら、どうするのでしょうか。）このようなヘイトスピーチが、禁止規判される条例もあわせて判定してほしいと思います。こうしたデマが、街頭やネットで拡散すると、区民がこうしたことへの知識に乏しいため、不安になり、差別を解消することは困難になるでしょう。</p>	4

番号	枝番	意見（全文）	「区の考 え方」(別 紙 2)の 該当番号
(57)	3	この制度を創設するにあたって、条例化とともに「性自認」や「性的指向」についての区民の理解が進むよう、行政や教育保育の場や区民への広報・周知で徹底することで、差別のない杉並区を実現してほしいです。（区民の意識改革が重要と考えます）これまで、色々な自治体が、こうしたことについて様々な指針を出していると思いますので、ぜひ詳しく参照されることをお願いします。	6
58	1	1、骨子案「2 用語の定義 パートナーシップ関係」 「日常の共同生活において継続的に協力し合うことを約した二人の関係をいいます。」の「二人」を削除して、「日常の共同生活において継続的に協力し合うことを約した関係をいいます。」に変更し、複数人でもパートナーシップを結べるようにしてください。 理由：誰も取り残さず、多様性を尊重するために、ポリアモリーという複数人で親密な関係を築く関係性を排除しないため。 2、パートナーシップ制度を利用する方が、結婚制度を利用する人にはない手続きをしなくてすむようにしてください。 理由：結婚制度を利用する方は、婚姻届に保証人のサインがあれば、関係性を疑われたり、証明しなくてすみます。パートナーシップ制度を利用せざるをえない方との待遇が違うことは差別になるからです。	2
	2	3、骨子案「3 区・区民と事業者の責務及び性を理由とする差別の禁止」を遵守するために、骨子案「4 区の施策の基本的事項」に、役所、保育園や学校、事業所での人権教育と性教育の実施を追加してください。 理由：差別を認識するためには、差別とは具体的にどのような行為なのかの理解と共通認識が必要です。日本社会では、人権教育と関係性を学ぶ性教育が広く行われていないため、差別を差別と認識しづらい状況が続いています。 利益を得るために差別を利用する構造が温存されており、家庭や学校、職場、マスメディアなどあらゆる場所で、放置されている差別と暴力がたくさんあります。マイノリティが別のマイノリティを差別することも起きています。個人は、マジョリティ性とマイノリティ性をいくつか持っており、他者のマイノリティ性については理解しづらいです。マイノリティが感じている侮辱や存在の否定を、マジョリティが実感することは難しいので学習して理解する必要があります。ある人の権利を守るとは、ある人が犯罪行為をしたり、暴力ふるうことを許容するのは違います。誰かの人権を守るために、誰かの人権を抑圧することは成立しないことを共通認識にしたいです。制度が形だけにならないよう、人権教育と性教育の機会を増やしてください。	6 10
59	1	（全文掲載を望まない方のご意見のため、概要を記載しています。） 性自認に関する項目の削除を求める。	3
	2	同性パートナーシップ制度も生まれ持った性別での同性のみに絞るべき。	2
60		性自認の定義が曖昧で、性犯罪の温床になりかねないと考えます。慎重な議論を望みます。場合によっては子どもを守るため杉並区から転居することを検討します。	3

番号	枝番	意見（全文）	「区の考 え方」(別 紙 2)の 該当番号
61		<p>パートナーシップ制度に賛成ですが、性自認については危惧があります。別途の議論を要望します。性自認は本人の申告にしかよらないで済むとすれば、周囲の人はそれを尊重するため合わせなければならなくなりますか？その点はこの機会に分かるようにして頂くことが、賛否や意見を区民に問う際に混乱しないと思います。普段の生活の中で危惧しているのは、2点です。</p> <p>①男性が女性を自認した場合の女性スペース問題。 最も女性が無防備となるトイレや公衆浴場は、最低でもこれまでの女性スペースを残すと明記を入れますようお願いしたいです。性被害を受け男性が怖い人もいます。女兒が公園のトイレに危なくていけなくなることは避けてほしいです。女性の人権は確保することは重要です。多目的トイレを増やすとか、公衆浴場は体で分けるか個室を増やす助成をするなど難しいとしても検討は必要と思います。</p> <p>②トランスジェンダー擁護がの女性差別につながる心配 女性を自認した男性の性愛対象が女性の場合、つまり『レズビアンだと自覚する、女性自認の男性を、レズビアンの女性が受け入れないのは差別だ』と言うことは SNS 内ではかなり深刻な問題となっています。また、トランス女性(体は男で心は女)が生きやすくするのは大切ですが、それが女性の権利を侵害しないような配慮は必要と思います。女性限定の就職枠、就学枠など、男女差別解消のための女性枠がトランス女性によって減ることについては、まずは議論をしてほしいです。(女子スポーツにトランス女性が参加することも併せて) 上記 2 点は、パートナーシップとは分けて議論が必要ではないでしょうか。そうでないと、パートナーシップに賛成でも、女性スペース問題を危惧する人にとっては、納得できないものになります。ご検討を、宜しくお願いします。</p>	3
62		<p>性自認に関して、差別の定義を厳密にしてください。男性がメイクが好きだからなどのステレオタイプな理由で女性を自認して、女性更衣室やトイレを利用するような状況、それを多様性であると推し進めていくことが、女性や子ども達にとっての安全を損なうことは想像に難くありません。例えば、多様性尊重と称して女子トイレをオールジェンダートイレに変更するような取り組みをしているところもありますが、実質的には女性や子どもの性被害のリスクを高め、性犯罪被害者には利用が困難になってしまいます。海外ではトランス女性についてかなり問題となっていて、いくつも強姦事件も起こっています。科学的根拠のない自認というものを条例で尊重するのは慎重に検討してほしいです。B 型自認の A 型の人がいたとして、その自認を尊重して輸血しますか？20 歳を自認する中学生がいたとして、自認を尊重して成人として扱わないことを差別とするのですか？性別も同じです。</p>	3

番号	枝番	意見（全文）	「区の考 え方」(別 紙 2)の 該当番号
63		<p>■指摘箇所_1</p> <p>・1 ページ目 2用語の定義 内「性自認 自己の性別についての認識を言います。」 →『性自認』に関する項目の削除を求めます。</p> <p>■指摘箇所_2</p> <p>・1 ページ目 3 区・区民と事業者の責務及び性を理由とする差別等の禁止 内 「性を理由とする差別、性的指向又は性自認の表明を強制し、又は禁止すること、本人の意に反して性的指向又は性自認を明らかにすること、その他の権利利益を侵害する行為を禁止します。」 →性を理由とする差別、性的指向の表明を強制し、又は禁止すること、本人の意に反して性的指向を明らかにすること、その他の権利利益を侵害する行為を禁止します。とし、『性自認』部分の文言の削除を求めます。</p> <p>『性自認』という言葉、また、『心の性』『身体と心の性別が異なる』ということについて、性善説での制度化がどんどん進んでいます。心は目には見えず、自治体、行政で拙速に条例に組み込んだ場合、どのような弊害が起きるのか、もっとよく議論すべきと思います。</p> <p>すでに条例に取り入れている自治体での不祥事などは起きていないとのことですが、「性自認が女だから」を理由に、週末のみ女装した男性身体者が女性トイレを利用したり、女湯を利用している事例は多く発生しています。</p> <p>また、女性の身体に生まれたが故の不平等、都立高校入試や医大入試での男子優遇は、『性自認』や『心の性』ではなく、身体、戸籍の性別によって存在している差別です。それらが可視化すらされず解消されないまま、自認の性別というものが制度化され社会的に容認されれば、女性の生きづらさは解消されないまま残ると考え、上記2点意見させていただきます。</p>	3
64		<p>性の多様性条例に「性自認」が含まれることをもって、骨子案に反対です。</p> <p>性自認が「女性」であれば、体が男でも女性用のトイレや更衣室に入れるのではないかと心配です。現に性自認を全面的に認めている諸外国では、女性を自認する身体男性が、身体女性を性的暴行を加える事件などが多く報道されています。</p> <p>また、女湯については、公衆浴場法で性転換が済んだ元男性しか入れないという規定がありますが、「女性更衣室」や「女性トイレ」にはそれに該当する法律はありません。女装した性犯罪者が女性スペースに侵入しても、「出ていけ」と言ったら、逆に「差別だ」と糾弾されることさえあります。</p> <p>「性犯罪者がいたら通報しろ」と言う人がいますが、性犯罪者は「自分は性犯罪者です」と名札を下げているわけではないので、遭遇したら最後です。力の弱い子供であれば、なおさら危険です。「身体男性は、女子トイレや女性更衣室には入れません」ということを明文化してもらわなければ、安心して区営プールやトイレを使うことができません。そうでなければ、性の多様性条例によって、女性の権利が侵害されることになります。</p> <p>また、「女性専用スペースに身体男性を入れないで」という活動をしている女性活動家(フェミニスト)が、男性の活動家から「トランス差別者」と罵られて妨害を受けたり、インターネット上でお子さんへの危害を匂わせるような脅迫を受ける様子を見て、強い恐怖を感じます。これでは、まともな議論などできません。</p> <p>杉並区として、女性への加害をやめるよう声明を出してください。このまま条例が施行されたら、女性活動家への暴力的な行為(=テロ行為)が、杉並区によって全て肯定されてしまうようなものです。杉並区には、女性の人権を守ってほしいです。</p>	3

番号	枝番	意見（全文）	「区の考 え方」(別 紙 2)の 該当番号
65		<p>この度の「性の多様性が尊重される社会」を目指す点には賛同いたしますが、一点だけ心配がありますので、以下記載いたします。</p> <p>この点については再検討を願います。</p> <p><変更希望箇所★></p> <p>2 用語の定義</p> <p>○性自認 自己の性別についての認識をいいます。<★ただし、専門家の診断を要する></p> <p>理由) 性自認とはあくまで本人の主観です。本人の主観だけで社会的に本人の主張する性自認を区が後押しをして認めることになれば、それは他人にもその人の主観だけの性自認を認めさせることでもあります。その人が自分の主観だけの性自認を認めると権利を主張した場合、さらに、それが例えばトランス女性（体は男性）が「私は女だ」と主張し、女子更衣室や女子トイレ、公衆浴場に入れないことは差別だと言った場合、女性と女兒を守れるのかを心配しています。性自認という文言を外すことが希望です。もしそれが出来ないのであれば、主観のみでなく、★専門家の診断を要することを追記してください。女性にも、裸を見られたくないという尊厳・権利があります。権利と権利が衝突した時に、区として折衷案を提示したり、どちらも安心して使える更衣室や公衆トイレを整備することはお約束していただきたいのです。女湯については、説明会で法律が優先されるので「7歳以上の戸籍男性は女湯に入れない」との事でしたが、浴場に判断が委ねられるのではないのでしょうか？杉並区として性自認を認め、性の多様性と差別をなくすために今回の条例を作るのでしたら、女性・女兒の安全が大前提であることも併記して頂きたくお願いいたします。それがあって、初めて全ての人の安全で安心な社会の実現ではないのでしょうか。</p>	3
66		<p>「性を理由とする差別」とありますが、「性」とは何を指すのでしょうか？生まれの性別の事なのか、性同一性(Gender Identity)の事なのか判断としません。条例に組み込むなら、もう少し明文化すべきだと私は考えます。</p> <p>性的指向を「自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向」と定義しておりますが、本当に「性別」だけなのでしょうか？かつては、NAMBLA(アメリカの少年愛団体)がLGBT 団体の一つである ILGA(国際レズビアン・ゲイ協会)の傘下団体となっていた時期もありますし、最近では、架空のキャラクターに恋をする「架空性愛(フィクトセクシュアル)」なる単語も認知されてきております。性別に限ると、範疇が狭くなる上、私含め性的少数者の当事者の中には、LGBT 条例を望まない方も多くおられます。そういった方は、「差別」認定される事を恐れ、沈黙しているのもまた現実です。</p> <p>「性自認」を「自己の性別についての認識」とするが、もし仮に「認識」であるならば、幾らでも変更可能となってしまうのではないでしょうか？また、「性を理由とする差別」という文面だけでは、女性・男性に対する性差別の事なのか、性的少数者に対する差別のことなのか判断しづらいと思います。「性」という単語は、あまりにも広範囲過ぎます。また、全般的にぼやかした表現が多く、このまま行きますと、最悪「女性と自認する男性が性犯罪を働く」事も考えられます。どうか、私共の意見を参考にして頂けるようよろしくお願い申し上げます。</p>	3

番号	枝番	意見（全文）	「区の考 え方」(別 紙 2)の 該当番号
67		<p>性の多様性条例に性自認の記載を盛り込むことに反対します。身体的性別と異なる性自認を持つ方がいることは事実であり、それを理由に差別的な扱いをされてはいけないと思います。ただ、証明手段、確認手段のない性自認を社会制度の運用に盛り込むことに強く反対します。区の条例に性自認という概念を盛り込むことは社会制度の運用を自認による性をベースとすることになっていってしまうのではないのでしょうか。現に当事者団体では差別の一例として「性自認と合うトイレ、スペースがない」ということを挙げています。</p> <p>ですが、トイレという場所は「安全に排泄を行う場所」です。</p> <p>各家庭では多くの場合1世帯で1～2個のトイレを設置し、家族全員で同じトイレを使っているのはなぜでしょうか。信頼できる人間のみが家庭内のトイレをしようするからでしょう。翻って公共スペースのトイレが性別で分かれているのはなぜでしょうか。人目につきづらく、また無防備になりやすい空間における犯罪を防ぐためでしょう。</p> <p>上記のとおり、トイレは合理的な必要性によって身体的性別によって分けられているはずです。当事者の方のおっしゃる「身体的性別のトイレが利用しづらい」というのは解決すべき問題です。ですが、それはオールジェンダートイレの増設など他の対策を取るべきであり、犯罪のリスクがますますおそれのある、性自認に合わせたトイレを使う、という方法ではないはずです。</p> <p>当事者の方がおっしゃるように、性自認は見た目からは分からないことも多く、また他人が勝手に決めつけて相手を傷つけることはよくないことです。</p> <p>だからこそ、身体的性別による区別が必要最低限の防犯であり、トイレやお風呂や女性専用車といった女性や子供が被害にあいやすい場所に限って防犯措置をとることを差別とは言えません。</p> <p>女性専用車が全ての身体的男性を区別しているのと同じで、身体的な性別にそったトイレやお風呂の利用は単なる防犯措置であり、インナーセクショナリティーとは関係ありません。具体例として、海外ではすでに女性を自認する男性の身体を持つ人が女性刑務所に収容され、強姦事件を起こしました。身体的性別で収容先を決めていれば少なくとも強姦事件は発生しませんでした。さらに犯罪統計上、この事件が女性から女性への犯罪として集計されてしまえば、フェミサイドが透明化されてしまいます。最後に、パートナーシップの導入やマイノリティーへの理解を促進すること自体には大いに賛成しています。</p> <p>現在の方針を進めた場合に誰が被害を被る恐れがあるのかよく御検討ください。制度設計には悪用するおそれのある人間の存在を念頭においてください。</p>	3

番号	枝番	意見（全文）	「区の考 え方」(別 紙 2)の 該当番号
68		<p>性自認に関する文言の削除を求めます。当会は同性カップルがパートナーシップ制度を通じて保護を受けることについて賛成をするものです。しかしながら、本条例案にある「性自認」という文言については法律においても定義付けがなされておらず非常に曖昧です。「性自認」という法的な根拠もない曖昧な文言を条例に位置付けることは、諸外国の例から見ても、特に女性と子どもの安全を脅かす事態を脅かすことに繋がりがかねません。よって、「性自認」の文言削除を求めるものですが、以下に具体的な箇所と理由を記します。</p> <p>【具体的な箇所 1 ページ 2 用語の定義】</p> <p>○性自認 自己の性別についての認識を言います。 →○性自認に関する項目の削除を求めます。</p> <p>【理由】「性自認」は法律における定義づけがなされていない曖昧な文言であり、条例として制定されることにより、女性専用のスペースが守られなくなる恐れがあります。現在では、トイレにおいて戸籍上の性別で入るか、自認の性別で入るかの法的な根拠がありません。自分を女性だと認識してほしいという思いを持った女性自認男性や女装男性がトイレに侵入し逮捕される事例がありますが、これは通報できた場合のごく一部の事例で多くの女性は怖くて通報できないという状況に置かれます。女性にとって、体格差が違ふ男性と女性スペースを共にすることは身の危険を感じ、性暴力を受けた当事者にとってはトラウマを呼び起こさせる場合もあります。性自認の尊重という文言を入れた埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例においては、女性自認男性のトイレや浴室の利用に関する質疑に対する提出者の答弁で「人権と人権の相互の衝突により公共の福祉による制限が働く」と述べるにとどまり、女性の生存権と女性として生きたいトランスジェンダーの承認欲求の部分が並列に語られるという事例まで起きています。杉並区条例においては、女性・子どもの安心安全のため性自認の文言の削除を求めるものです。</p> <p>【具体的な箇所 1 ページ 3 区・区民と事業者の責務及び性を理由とする差別等の禁止】</p> <p>○性を理由とする差別、性的指向又は性自認の表明を強制し、又は禁止すること、本人の意に反して性的指向又は性自認を明らかにすること、その他の権利利益を侵害する行為を禁止します。 →性を理由とする差別、性的指向の表明を強制し、又は禁止すること、本人の意に反して性的指向を明らかにすること、その他の権利利益を侵害する行為を禁止します。 とし、性自認部分の文言の削除を求めます。</p> <p>【理由】</p> <p>性自認について文言を削除していただきたい理由については上記に述べたとおりです。性的指向のアウトティングが禁止されることについては同意をするものですが、性自認のアウトティングについては例えば女装男性が女性専用スペースに侵入をした場合において「心が女性である」とすればその旨を犯罪として起訴できなくなる事例がすでに 2021 年 LA にて起きています。（wispa 事件） https://note.com/yousayblah/n/n74284a22d214(参考文献:wispa 事件についての note です)杉並区においても、性自認部分の文言の削除と合わせて、性自認のアウトティングの禁止も削除するべきであると考えます。</p>	3

番号	枝番	意見（全文）	「区の方考 え方」(別 紙 2)の 該当番号
69		<p>本条例案にある「性自認」という文言は定義付けもされておらず法的根拠もない非常に曖昧な言葉です。このような文言を条例に位置付けるのは、女性と子どもの安全を脅かすことに繋がりがねないため「性自認」の文言削除を求めます。</p> <p>【具体的な箇所① 1 ページ 2 用語の定義】</p> <p>○性自認 自己の性別についての認識を言います。 →○性自認に関する項目の削除を求めます。</p> <p>【理由】「性自認」は法律における定義づけがなされていない曖昧な文言であり、条例として制定されることにより、女性専用のスペースが守られなくなる恐れがあります。自分を女性だと認識してほしいという思いを持った女性自認男性や、自分が女性自認だと自称するだけの女装男性が女性専用スペースに侵入し逮捕される事例がありますが、これは通報できた場合のごく一部の事例で多くの女性は怖くて通報できないという状況に置かれます。</p> <p>女性にとって体格差が違う男性と女性スペースを共にすることは身の危険を感じ、性暴力を受けた当事者にとってはトラウマを呼び起こさせる場合もあります。</p> <p>性自認の尊重という文言を入れた「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」においては、女性自認男性のトイレや浴室の利用に関する質疑に対する提出者の答弁で「人権と人権の相互の衝突により公共の福祉による制限が働く」と述べるにとどまり、女性の生存権と、女性として生きたいトランスジェンダーの承認欲求の部分が並列に語られるという事例まで起きています。</p> <p>杉並区条例においては、女性・子どもの安心安全のため性自認の文言の削除を求めるものです。</p> <p>【具体的な箇所 1 ページ 3 区・区民と事業者の責務及び性を理由とする差別等の禁止】</p> <p>○性を理由とする差別、性的指向又は性自認の表明を強制し、又は禁止すること、 本人の意に反して性的指向又は性自認を明らかにすること、その他の権利利益を侵害する行為を禁止します。 →○性を理由とする差別、性的指向の表明を強制し、又は禁止すること、 本人の意に反して性的指向を明らかにすること、その他の権利利益を侵害する行為を禁止します。</p> <p>とし、性自認部分の文言の削除を求めます。性的指向のアウティングが禁止されることについては同意をするものですが、性自認のアウティングについては例えば女装男性が女性専用スペースに侵入をした場合において「心が女性である」と自称すればその旨を犯罪として起訴できなくなる事例がすでに 2021 年 LA にて起きています。（wispa 事件）https://note.com/yousayblah/n/n74284a22d214 杉並区においても、性自認部分の文言の削除と合わせて、性自認のアウティングの禁止も削除するべきであると考えます。</p>	3

番号	枝番	意見（全文）	「区の考 え方」(別 紙 2)の 該当番号
70		<p>【具体的な箇所 1 ページ 2 用語の定義】 ○性自認 自己の性別についての認識を言います。 →○性自認に関する項目の削除を求めます。</p> <p>【理由】「性自認」は法律における定義づけがなされていない曖昧で主観的な文言であり、条例として制定されることにより女性専用のスペースが守られなくなる恐れがあります。現在では、トイレにおいて戸籍上の性別で入るか、自認の性別で入るかの法的な根拠がありません。実際友人はすでに女装男性とトイレで遭遇しています(トランスジェンダーの定義もその日によって性別の変わるジェンダーフルイド、ただの女装男性、手術済みのトランスセクシュアル等幅広く認識も人により様々です)。そして、自分を女性だと認識してほしいという思いを持った女性自認男性や女装男性がトイレに侵入し逮捕される事例がありますが、これは通報できた場合のごく一部の事例で多くの女性は怖くて通報できないという状況に置かれます。女性にとって、体格差が違ふ男性と女性スペースを共にすることは身の危険を感じ、性暴力を受けた当事者にとってはトラウマを呼び起こさせる場合もあります。客観的事実である身体に即した区別をする事で混乱をある程度抑える事が出来ている現状です。性自認を制度化する事でトイレ、浴室、スポーツ、更衣室、医療、統計等様々な所に悪影響が出るのは、トランス先行国を見れば一目瞭然で、イギリスでは政府が正常化(生得的男女による区別)に去年舵を切りました。</p> <p>以上から、杉並区条例においては、女性・子どもの安心安全のため性自認の文言の削除を求めるものです。</p> <p>【具体的な箇所 1 ページ 3 区・区民と事業者の責務及び性を理由とする差別等の禁止】 ○性を理由とする差別、性的指向又は性自認の表明を強制し、又は禁止すること、本人の意に反して性的指向又は性自認を明らかにすること、その他の権利利益を侵害する行為を禁止します。 →性を理由とする差別、性的指向の表明を強制し、又は禁止すること、本人の意に反して性的指向を明らかにすること、その他の権利利益を侵害する行為を禁止します。とし、性自認部分の文言の削除を求めます。</p>	3

番号	枝番	意見（全文）	「区の考え方」(別紙2)の該当番号
71	1	<p>私はノンバイナリーであり、トランスジェンダー当事者です。先日、元区議会議員によるヘイトスピーチが区長前で行われているのを目撃し、衝撃を受けました。トランスジェンダーに対する差別的な言説を大きなプラカードを持ちながら叫ばれている状況はあまりに耐え難く、尊厳を踏み躪られた屈辱と、社会への恐怖を十分すぎるくらいに感じました。しかし、大体の人が自分と関係ないかのように通り過ぎてゆき、共に差別をやめろと叫び続けた人はそう多くありませんでした。また、なぜ警察もあたかも自分たちは関係ないかのように私たちの前に立ち塞がっているのか、なぜあたかも明らかな差別であるにもかかわらず、考えかたの一つのように扱われているのか、怒りに震えました。（しかも該当のヘイトスピーチは宣告していた時間を大幅に超過していました。）このようなヘイトスピーチは未然に防ぐことができたのではないのでしょうか。我々の尊厳は、差別を一つの考え方のように扱う社会は果たして健全でしょうか。規則に則って届出をだしたのですが、行われているのはヘイトスピーチです。なぜ差別をやめろと訴える私たちのことは誰も守ってくれないのに、ヘイトスピーカーは警察に守られながら街で活動できるのでしょうか。</p>	4
	2	<p>骨子案に、”区民は性を理由とする差別等について苦情を申し出ることができ、区長は適切かつ迅速に処理します”とあることに安心する一方で、苦情を受けた時の対応や、そもそも未然に防ぐための具体案がなにも書かれていないことが気がかりです。私たちは行政によって厄介な”苦情”を捲し立てるクレーマーのような扱いを受けるのでしょうか。今の杉並区は、なにをどう対処してくれるのかを知りたいです。</p>	5
	3	<p>また、性的マイノリティに関する認知を上げるための案がほしいです。LGBTQ+について、詳細に把握している人は僅かだと思います。私たちが今この社会でなにに困っていて、どう生きているかを、誰が知ってくれているのでしょうか。知識がないと、ヘイトスピーチも一見まともな意見に聞こえてしまう可能性があります。しかし、そもそも認知が広がっていれば、防ぐことができるはずです。また、私たちは、婚姻制度の代わりではなく、婚姻の自由が一刻も早く認められることを求めていますし、自分を偽って生活しなければならない社会に一刻も早く変わってほしいと思っています。</p>	4

番号	枝番	意見（全文）	「区の考 え方」(別 紙 2)の 該当番号
72	1	性の多様性を尊重し差別をしない、受けないことが実現されるべきと思います。ただ、この中にある「性自認」という言葉についての解釈がよく理解していない人が多くいるのではないかと思います。自分も正確に理解していませんでした。まだ十分に理解できてるとも思ってません。そして最近までよく知らなかったことですが、その時の気持ちで性を決めて「自分は女性」という男性が、女性用トイレや浴場に入り問題を起こしているということが多々あるようです。そういう人物に対して脅威や反感を持つのは自分にも理解できますが、そういう人物たちへの差別発言を、本当に心と体の性に違和感を持つ本当の意味でのトランスジェンダーの人たちを含め、一括りにして行っている状況が見られるようです。	3
	2	そのような差別発言をなくすためにも、LBGT について、特にトランスジェンダーについての正しい意味を周知していく必要があるのではないのでしょうか。そして、ただ性自認を利用した本当のトランスジェンダーではない人たちと、本当の意味でのトランスジェンダーの人たちを見極めるのは難しいことですが、現実の問題が起きていることなので、その対策を考えねばならないと思います。区は必要な情報収集と調査研究をする体制を作って、区民に周知、啓蒙を十分に行ってほしいと思います。もちろん私たち区民も積極的に学ぶ必要があると思います。	6
73	1	1 「差別等の禁止」について 罰則付きでない以上、本人の「努力義務」や行政からの「促し」という性格に留まると考えます。具体的な罰則（罰金）を本条例に盛り込むことが難しい場合、罰則付きの反差別条例の制定をご検討ください。川崎市、相模原市を参考に制定することにより、必ずや「杉並区性の多様性が～～条例」を後押しすることになると考えます。	4
	2	2 上記1に関連して ①なにを差別と定義するか、その対応をどうするかについて、これまで以上に職員の皆さんの研修を重ねてください。上記自治体（川崎市や相模原市）と連携を図ることも必要かと考えます。	6
	3	②パートナーシップ制度説明会の日に前区議による反対街宣（私はヘイト街宣と捉えます）があったことは周知のことと思いますが、本骨子案の趣旨や内容をゆがめ、ミスリードするものでした。反差別条例があれば、あのような街宣を取り締まることができます。	4
	4	3 「性自認」の文言を削除せず、その定義を丁寧かつ正確に説明してください。 4 上記3に関連して ①「性自認」という言葉を条例に盛り込むことが必ずしも犯罪増加につながっていないことを、他の自治体によるデータなど客観的事実に基づいて説明してください。②トランスジェンダー当事者へのご配慮を強く要望します。「犯罪目的の男性が女子風呂に入れる」というのは、多くの女性の方々に対するキラーワードです。公衆浴場法による混浴禁止など、法的根拠に基づいた周知をお願いします。	3

番号	枝番	意見（全文）	「区の考 え方」(別 紙2)の 該当番号
74	1	①骨子案の「区・区民と事業者の責務及び性を理由とする差別等の禁止」に、川崎市や相模原市の条例を参考に、実効性のある罰則（罰金など）を盛り込んでほしい。	4
	2	差別が差別であると正しく認識され禁止されるために、区の職員の判断にのみ頼るのではなく、第三者機関を設置してほしい。	5
	3	②差別の実態把握（調査）を進めてほしい。パートナーシップ制度の説明会の日にも、トランスジェンダーの存在が否定され、あるいはその属性と犯罪が結びつけられるような偏見を助長する発言が、街頭宣伝などで聞かれた。また、女性に対する暴力を懸念する声もある。差別の実態（ヘイトスピーチや暴力被害などの実態）を調査し、その禁止や防止、市民の不安解消等につなげ、誰もが安心して暮らすための取組を積極的に進めてほしい。	4
	4	③骨子案にある「性自認」という言葉について、その定義や意味を正しく丁寧に説明してほしい。「性自認」という言葉が条例に盛り込まれることで、女性への暴力が助長されるのではないかと不安に感じている人たちのために、既に制度を導入している他の自治体でもそうした事実はないことを調査に基づいて明らかにし、誤解が広まらないよう説明に努めてほしい。	3
	5	④区の職員向けの研修等を充実させてほしい。差別は虐殺等の暴力へと発展する危険をもつものであり、差別が起きてしまった場合、差別を差別であると正しく認識し、その扇動効果をなくすように迅速に対処することが重要である。そのため、区の職員が、差別への認識と対処する力を高めることが不可欠である。区が差別へ適切に対処していけるように、研修等を充実させてほしい。	6
75	1	①骨子案の「区・区民と事業者の責務及び性を理由とする差別等の禁止」に、次の内容を盛り込んでください。 ・川崎市や相模原市の条例を参考に、実効性のある罰則（罰金など）を盛り込んでほしいです。	4
	2	・差別が差別であると正しく認識され禁止されるために、区の職員の判断にのみ頼るのではなく、相模原市の条例案のような第三者機関を設置してほしいです。	5
	3	②差別の実態把握（調査）を進めてください。 ・パートナーシップ制度の説明会の日にも、トランスジェンダーの存在が否定され、あるいはその属性と犯罪が結びつけられるような偏見を助長する発言が、街頭宣伝などで聞かれました。また、女性に対する暴力を懸念する声もあります。差別の実態（ヘイトスピーチや暴力被害などの実態）を調査し、その禁止や防止、市民の不安解消等につなげ、誰もが安心して暮らすための取組を積極的に進めてほしいです。	4
	4	③骨子案にある「性自認」という言葉について、その定義や意味を正しく丁寧に説明してください。 「性自認」という言葉が条例に盛り込まれることで、女性への暴力が助長されるのではないかと不安に感じている人たちのために、既に制度を導入している他の自治体でもそうした事実はないことを調査に基づいて明らかにし、誤解が広まらないよう説明に努めてほしいです。	3
	5	④区の職員向けの研修等を充実させてください。 差別は虐殺等の暴力へと発展する危険をもつものであり、差別が起きてしまった場合、差別を差別であると正しく認識し、その扇動効果をなくすように迅速に対処することが重要だと考えます。そのため、区の職員の方々が、差別への認識と対処する力を高めることが不可欠であると考えます。区が差別へ適切に対処していけるように、研修等を充実させてほしいです。	6

番号	枝番	意見（全文）	「区の考 え方」(別 紙2)の 該当番号
76	1	①骨子案の「区・区民と事業者の責務及び性を理由とする差別等の禁止」に、以下の内容を盛り込んで下さい ・実効性のある罰則(罰金など)	4
	2	・第三者機関の設置（区の職員の判断にのみ頼るのではなく、差別が差別であると正しく認識され禁止されるため）	5
	3	②トランス差別の実態把握(調査)の推進を望みます ・この杉並区でも、元区議のトランスヘイターや、フェミニズムを笠に着たトランスヘイト団体によるヘイト街宣が堂々と行われているのが実情です。差別の実態(ヘイトスピーチや暴力被害などの実態)を調査し、その禁止や防止によって全ての人々が尊重され、共生可能な杉並区の実現を望みます	4
	4	③区の主導で「性自認」という言葉の周知をしていただきたい ・今回の骨子案で初めて「性自認」という概念に出会った方も多く、知識が曖昧な一方で、杉並区のトランスヘイト団体による「性自認」の排除を求める言説には女性の不安に付け込むようなものが多く、不安感から強く影響されてしまっている方が散見されました。ぜひ区として「性自認」という言葉の定義や意味を正しく丁寧に、広く周知・説明していただきたく、強く要望いたします	3
77	1	多様性が尊重される社会になるために望むこと 1、骨子案の「区・区民と事業者の責務及び性を理由とする差別等の禁止」に、次の内容を盛り込んでほしい。川崎市や相模原市の条例を参考に、実効性のある罰則（罰金など）を盛り込んでほしい。	4
	2	差別が差別であると正しく認識され禁止されるために、区の職員の判断にのみ頼るのではなく、第三者機関を設置してほしい。(国会議員も判断できずにLGBTを差別しているので第三者機関に判断を)	5
	3	2、差別の実態把握（調査）を進めてほしい。パートナーシップ制度の説明会の日にも、トランスジェンダーの存在が否定され、あるいはその属性と犯罪が結びつけられるような偏見を助長する発言が、街頭宣伝などで聞かれた。また、女性に対する暴力を懸念する声もある。差別の実態（ヘイトスピーチや暴力被害などの実態）を調査し、その禁止や防止、市民の不安解消等につなげ、誰もが安心して暮らすための取組を積極的に進めてほしい。	4
	4	3、区の職員向けの研修等を充実させてほしい。差別は虐殺等の暴力へと発展する危険をもつものであり、差別が起きてしまった場合、差別を差別であると正しく認識し、その扇動効果をなくすように迅速に対処することが重要である。そのため、区の職員が、差別への認識と対処する力を高めることが不可欠である。区が差別へ適切に対処していけるように、研修等を充実させてほしい。	6

番号	枝番	意見（全文）	「区の考 え方」(別 紙 2)の 該当番号
78		「全ての区民が性を理由とした差別等を受けることなく」とありますが、「差別」が定義されておらず不何が差別にあたるのかがわかりません。法案なので、何が不法で何が合法なのか、明確に定義すべきです。米国では元男性のトランスジェンダーの女子スポーツへの参加が不公平だと大問題になっているのですが、区内の学校ではどうするのですか？ 杉並区の銭湯に性自認が女性と称する男性が入ろうとしたらどうするのですか？ 性差別禁止と言っても男女には体力差や性差があるのですから、考慮すべきではないのですか？ 妊娠出産のある女性は保護すべきではないのですか？ 戦争になったら兵役も男女平等にやるのですか？ なぜ米国ではそうだから、オランダではそうだからという理由で無批判に海外のイデオロギーを取り込まなければならないのですか？ 反差別イデオロギーは性差も日本の歴史社会や文化も無視した、家族を解体するための極左イデオロギーです。行政が実施すべきは、あいまいな政治的イデオロギーに基づく「差別禁止」ではなく、合理的な理由に基づく合理的な範囲の格差是正のための、具体的な施策です。	4
79	1	支える側、支えられる側の両方をサポートする相談窓口を設置すること、	7
	2	制度が柔軟に使用できるように、個人の尊厳に最大限配慮する原則を広く共有するため、区民ひとりひとりの理解を深めるような広報やイベントを望みます。	6
80		多様性を尊重するなら、まず、区役所職員に研修を充実させるなどして意識をもっと高め、区民からの質問疑問等にも十分答えられるような体制をとる必要があると思います。区民に対しても講演会や講座等で啓もうする機会を増やす。	6
81		性の多様性、パートナーシップについて、誤解や、誤解を誘導する言説が少なからず見られます。むやみな拡大解釈でいいことはありません。たとえば性自認が女性であれば女湯に入ることができるとして、不安を煽るような言説です。大原則として、弱者の視点にたつことを忘れずに、すべての人が性の多様性について理解を深められるような啓蒙活動がまず必要です。その中で、想定される個別のケース、不安要素をひとつひとつ取り除いていく作業が継続的に必要だと思います。制度や条例はあくまで原則であり、ただちに問題となるような部分があるとは感じませんでした。	6
82		①職員と区民が面談をする際、区民の性別や身体特性に関係なく、質問項目にセンシティブな内容が含まれる場合は事前説明を徹底し、希望があれば女性職員による説明や付き添いを許可していただきたいです。 ②職員が差別発言や差別を誘発するような行動を取らないよう、役所内で随所職員向けの勉強会や情報共有を実施していただきたいです。 ③今回の条例の事前説明に留まらず、施行後も、区民に向けて多様性を学ぶための講座を定期開催していただきたいです。セクシャルマイノリティや優勢思想について学ぶ機会を積極的に創造するなど、杉並区に多様性を実現するための一歩を先導していただければ、私のなかでも「杉並区＝区民を思いやる開かれた区政の街」と認識が大きく変わり、安心して暮らせませす。…そして願わくば、講座を開催するなら休日にしていただけると嬉しいです！	6